

食品安全情報（化学物質） No. 15/ 2021 (2021. 07. 21)

国立医薬品食品衛生研究所 安全情報部

(<http://www.nihs.go.jp/dsi/food-info/foodinfonews/index.html>)

<注目記事>

【FDA】 1年が経過し、よりスマートな食品安全新時代の青写真は、FDAの公衆衛生上の使命に浸透している

米国食品医薬品局（FDA）が「よりスマートな食品安全の新時代」の青写真を発表してから1年が経過し、その目標に向かって大きく前進した。パンデミックへの対応をはじめ、サプライチェーンの継続性と回復力、検査方法の近代化、消費者がオンライン注文する食品の安全性などに関わる目標の必要性が加速していることがわかった。この1年間の活動報告とともに、2021年に予定されている活動についても紹介する。

*ポイント： 米国FDAでは、青写真に掲げた目標を達成するための活動が着々と進められているようです。食品システムへのCOVID-19パンデミックによる影響も反映して、リモートによる査察や監視の導入などのデジタル化の推進や様々なデータの活用方法の検討に活動の重点が置かれています。

【COT】 2021年7月6日の議題とペーパー：EFSAの二酸化チタンの評価について

英国毒性委員会（COT）が、二酸化チタン（TiO₂）に関する欧州食品安全機関（EFSA）の意見を遺伝毒性委員会（COM）が検討した予備的な報告を発表した。COMは、EFSAの意見についていくつかの疑問点を指摘し、入手できる根拠に基づきEFSAの結論には合意せず、さらに、EFSAの結論は薄弱な根拠に基づく極めてリスク回避傾向の強いもので人々に不必要な懸念を作り出す可能性があるとしている。

*ポイント： EFSAは食品添加物としての二酸化チタンについて遺伝毒性の懸念が排除できないという曖昧な結論を出しました。これに対してCOTは評価に使用されたデータの信頼性にさえ疑義を呈しているため、今後のさらなる議論の動向が注目されます。また、オーストラリア・ニュージーランド食品基準局（FSANZ）も、二酸化チタンの遺伝毒性の可能性と食品添加物として使用される粒子サイズに着目して、EFSAの評価内容のレビューと関連データの募集を開始しています。

【COT】 生涯より短い期間あるいは生涯にわたり変動する暴露に由来するリスクを評価するためのCOTの基本原則に関する声明

COTは、生涯においてある特定の時期に相当高くなるような暴露や、汚染事故の発生のように短期的な暴露によるリスクの評価方法について基本原則を公表した。

*ポイント： これまでは生涯にわたる長期（慢性）暴露と、単回や24時間以内の短期（急性）暴露による影響を評価するのが一般的でした。近年、それらにプラスして、ある一時期に増加するような短期間の暴露による影響をどのように評価するのかが盛んに議論されています。COTは、まずは長期暴露を想定して設定された許容一日摂取量（ADI）や耐容一日摂取量（TDI）などの健康影響に基づくガイダンス値（HBGV）と比較することを勧めており、もし対象とする短期間の暴露量がHBGVを超過するような場合には、必要に応じて詳細なリスク評価を行うという段階的なアプローチを提示しています。

目次（各機関名のリンク先は本文中の当該記事です）

[【WHO】](#)

1. 化学物質の公衆衛生への影響についての新しいデータ
2. 化学物質が原因の可能性のある病気のアウトブレイク調査マニュアル
3. 国際がん研究機関（IARC）

[【FAO】](#)

1. Codex

[【EC】](#)

1. 植物の健康を守ることが EU が国連の持続可能な開発目標を達成するのに役立つだろう
2. 査察報告書
3. 欧州不正防止オフィス（OLAF）
4. 食品及び飼料に関する緊急警告システム（RASFF）

[【EFSA】](#)

1. EFSA の科学的評価のための証拠の収集、評価、統合のトレーニング
2. OpenFoodTox：化学物質のハザードデータベース
3. 2022-2027 年に予定される EFSA の進行方向
4. 遺伝子組換え関連
5. 新規食品関連
6. 農薬・動物用医薬品関連
7. 飼料添加物関連

[【FSA】](#)

1. 根拠の重み付け—外部の根拠を評価するための新たな枠組み
2. リスクアナリシスと規制品申請の新規登録
3. COVID-19 消費者研究

[【MHRA】](#)

1. ハーブとホメオパシー医薬品：有害事象疑いに注意しそれをイエローカード計画で報告するように再度注意喚起

[【HSE】](#)

1. 食品中残留農薬：2020 四半期モニタリング結果

[【COT】](#)

1. 2021 年 7 月 6 日の議題とペーパー：EFSA の二酸化チタンの評価について

[【ASA】](#)

1. オンラインで子どもたちを守る：2021 年第一四半期モニタリング結果
2. ASA 裁定

[【BfR】](#)

1. 恐怖と安心の間
2. エストラゴールとアネトールの生体活性化は DNA とヘモグロビンのよくある付加体につながる
3. PFAS 工業化学物質：一部の集団は時々健康影響に基づくガイダンス値を超過する
4. 動物実験を避けるために透明性を促す

[【ANSES】](#)

1. 市販されている植物：健康リスクは？
2. フランス海外領土（レユニオン島、グアドループ、マルティニーク）の家庭での殺虫剤使用
3. フランス領西インド諸島集団の食品からのクロルデコン暴露の特徴をより良く調べる

[【FSAI】](#)

1. キャッスルメイン生産地域の貝警告

[【Ruokavirasto】](#)

1. ザリガニシーズンが 7 月に始まる

[【FDA】](#)

1. FDA と USDA が共同でラテンアメリカの農産物輸出業者に FSMA 農産物安全規則に関するウェビナーを実施
2. FDA 規格相互承認協定の対象となる食品の監視に関するガイダンスを発表する

3. 1年が経過し、よりスマートな食品安全新時代の青写真は、FDAの公衆衛生上の使命に浸透している
4. 業界向けガイダンス：食品包装におけるリサイクルプラスチックの使用（化学的考察）
5. 警告文書

【EPA】

1. EPAは農薬安全性アウトリーチ支援のためカリフォルニア大学 Davis 校に 600 万ドルを与える

【USDA】

1. 遺伝子工学を用いて作った、通常の交配で達成可能な追加の改変をもつ植物の除外提案

【NIH】

1. ODS 更新－2021 年夏

【FTC】

1. FTC は CBD 製品について立証されていない健康強調表示をした Kushly 社とそのオーナーに対する最終行政同意命令を承認

【CFIA】

1. 食品安全検査報告 - 残留化学物質及び微生物報告
2. リコール情報

【FSANZ】

1. 食品基準通知
2. 食品添加物として使われた場合の二酸化チタンのレビュー：データ募集

【APVMA】

1. 農業・獣医用化学物質規則変更案に意見募集

【香港政府ニュース】

1. 国家市場監督管理総局（SAMR）は中国本土の食品 18 品が違法であると通知をだした
2. 違反情報

【MFDS】

1. 日本産輸入食品の放射能検査の結果
2. IAEA 福島原子力発電所汚染水国際検証、韓国側の専門家参加
3. 夏季には虫・カビ異物に注意してください！
4. プロテインバー、虚偽・誇大広告に注意してください！
5. プロバイオティクスの安全性評価、このようにします！
6. 食品として使用できないフグ卵を添加した食品の製造・販売、フグの丸薬・抽出液に抗がん効果虚偽広告など 4 業者摘発
7. アフラトキシン基準超過輸入ピーナッツ油回収措置
8. 飲食店で味付け肉など再使用すると営業停止
9. 食品 HACCP 認証申請急いでください！
10. 食肉簡便調理セット基準新設・・・業界製品開発支援
11. 人体有害物質管理および高齢者などの給食支援強化
12. コンビニでの一食、賢く摂取してください！

【その他】

- ・ 食品安全関係情報（食品安全委員会）から
- ・ ProMED-mail 3 件

別添

【COT】生涯より短い期間あるいは生涯にわたり変動する暴露に由来するリスクを評価するための COT の基本原則に関する声明

-
- 世界保健機関（WHO : World Health Organization） <http://www.who.int/en/>

1. 化学物質の公衆衛生への影響についての新しいデータ：わかっていることとわからないこと

New data on the public health impact of chemicals: knowns and unknowns

6 July 2021

<https://www.who.int/news/item/06-07-2021-new-data-on-the-public-health-impact-of-chemicals-knowns-and-unknowns>

WHO 事務局長が、2021 年 7 月 7 日に開催された閣僚対話の一環として化学物質の公衆衛生への影響についての新たな推定を発表した。新たな推定は前年より増加し続け、2019 年には化学物質暴露により 200 万人の命と 5,300 万 DALY が失われた。

死亡の約半分は鉛暴露による心血管系疾患。次に負荷が大きいのは粒子状物質の職業暴露による COPD（慢性閉塞性肺疾患）と発がん物質への職業暴露によるがん。しかし化学物質暴露のデータが入手できるのはほんの少数である。

* Public health impact of chemicals: knowns and unknowns (2016)

<https://www.who.int/publications/i/item/WHO-FWC-PHE-EPE-16-01>

* データ追補

The public health impact of chemicals: knowns and unknowns - 2021 data addendum

<https://www.who.int/publications/i/item/WHO-HEP-ECH-EHD-21.01>

2. 化学物質が原因の可能性がある病気のアウトブレイク調査マニュアル：調査とコントロールのガイダンス

Manual for investigating suspected outbreaks of illnesses of possible chemical etiology: guidance for investigation and control

13 July 2021

<https://www.who.int/publications/i/item/9789240021754>

このマニュアルは、化学物質が原因の可能性があるクラスターやアウトブレイクの調査方法を示すとともに、地区、地域、国、そして国際規模での構造的で調整された、多専門的な協調による複数機関が携わるアプローチが重要であることを説明している。

対象は化学物質全般（食品・飲料品・医薬品の汚染物質、工業化学物質、化学兵器、天然毒素など）であり、別添として実践的な調査シートも掲載している。

3. 国際がん研究機関（IARC）

- 動画：IARC がん予防ハンドブック計画

Video: The IARC Handbooks of Cancer Prevention programme

6 July 2021

<https://www.iarc.who.int/news-events/video-the-iarc-handbooks-of-cancer-prevention-programme/>

国際がん研究機関（IARC）の新しいビデオアニメーションは、「がん予防のための IARC ハンドブック」プログラムの概要を説明し、IARC ハンドブックシリーズの一冊を作成するための様々なステップを簡単に説明する。

IARC ハンドブックは、集団におけるがんの負荷を軽減することを目的とした様々な介入や戦略を支えるエビデンスの強さを評価するもの。ハンドブックの評価は、国の保健機関や政策立案者が、それぞれの地域で直面しているがんの負荷に取り組むのに最も適した行動を選択する上で助けとなる。

● 最新の世界のがん負荷と飲酒のデータ

Latest global data on cancer burden and alcohol consumption

14.07.2021

<https://www.iarc.who.int/featured-news/latest-global-data-on-cancer-burden-and-alcohol-consumption/>

IARC の科学者らの新しい研究は、2020 年に世界で新たにがんと診断された 741,000 事例が飲酒に関連することを示した。

プレスリリースやインフォグラフィクス、Q & A、動画など。カナダ、フランス、英国は国別データのインフォグラフィクスあり。

* 論文 : Global burden of cancer in 2020 attributable to alcohol consumption: a population-based study

Rumgay H, Shield K, Charvat H, Ferrari P, Sornpaisarn B, Obot I, et al.

Lancet Oncol, Published online 14 July 2021;

[https://doi.org/10.1016/S1470-2045\(21\)00279-5](https://doi.org/10.1016/S1470-2045(21)00279-5)

● 国連食糧農業機関（FAO : Food and Agriculture Organization of the United Nations）

<http://www.fao.org/>

1. Codex

● コーデックス執行委員会/戦略的計画小委員会がバーチャル会議を開催

CCEXEC / sub-committee on strategic planning holds virtual session

01/07/2021

<http://www.fao.org/fao-who-codexalimentarius/news-and-events/news-details/en/c/1414336/>

コーデックス執行委員会（CCEXEC）の戦略計画小委員会は、2021 年 7 月 1 日にバーチャル

ヤル会議を開催した。その任務の一つは、コーデックスが、国連食料システムサミットなどの世界や国連のイニシアチブに関連するメンバー国の行動において、主要な食品規格業務の認知にどのように貢献し、それを達成し得るかを検討することである。

その他、現在意見を募集している WHO の「食品安全戦略」案についての紹介、コーデックスのトラストファンドの進捗、COVID-19 パンデミック中のコーデックス運営やメンバー国の参加について議論することの必要性などが報告された。

小委員会は今後もオンラインプラットフォームを利用して議論を継続し、2021 年 11 月に開催予定の次回 CCEXEC に向けて報告を行う予定である。

* CCEXEC

<http://www.fao.org/fao-who-codexalimentarius/committees/executive-committee/about/en/>

- コーデックス動物用医薬品部会の会合を初めてバーチャルで開催し 60 カ国以上が参加

First virtual Codex veterinary drugs session underway with over 60 countries online
12/07/2021

<http://www.fao.org/fao-who-codexalimentarius/news-and-events/news-details/en/c/1415655/>

米国がホスト国を務めるコーデックス食品残留動物用医薬品部会（CCRVDf）が、2021 年 7 月 12 日から 16 日まで開催される。開会式には、300 名を超える代表者がバーチャルで集合した。

CCRVDf は、様々な動物用医薬品の最大残留基準値（MRL）案を検討し、動物用医薬品の残留に関する CCRVDf の作業について、新たなアプローチにつながる可能性のある討議文書について検討する。その他の議題として、MRL 新規策定/見直しのための既存/新規動物用医薬品の評価/再評価に関する優先順位リストの作成、CCPR と合同で作業している「食用臓器（edible offal）」の定義に関する検討などがある。

* CCRVDf25

<http://www.fao.org/fao-who-codexalimentarius/meetings/detail/en/?meeting=CCRVDf&session=25>

2021 年 7 月 12 日から 20 日、バーチャル形式で開催

- CCRVDf25 はバーチャル会合で盛りだくさんの議題に一定の進展を見る

CCRVDf25 / virtual sessions make some progress on busy agenda
14/07/2021

<http://www.fao.org/fao-who-codexalimentarius/news-and-events/news-details/en/c/1416237/>

CCRVDf は、承認された動物用医薬品の飼料へのキャリーオーバー、飼料から食品への

不可避な移行、そして意図しない残留について議論し、「適正飼料に関する実施規範（CXC 54-2004）」を実行するための各国の能力強化に関する追加提言を支持した。会期 2 日目に、ハチミツに含まれるフルメトリン、サケに含まれるジフルベンズロン、ブタに含まれるハルキノール、ヒツジ、ブタ、ヤギに含まれるイベルメクチンの MRL について合意した。委員会はジルパテロールの MRL について再び広範囲に議論したが、3 日目終了時点でまだ合意形成されていない。

- コーデックスアフリカ地域調整部会（CCAFRICA）/ 国のコーデックスプログラムの状況評価のための FAO/WHO 診断ツールに関するウェビナー

CCAFRICA / Webinar on FAO/WHO Diagnostic Tool for assessing status of National Codex Programmes

09/07/2021

<http://www.fao.org/fao-who-codexalimentarius/news-and-events/news-details/en/c/1415467/>

コーデックスのトラストファンド事務局は、FAO/WHO アフリカ地域調整部会（CCAFRICA）と FAO 及び WHO のアフリカ地域事務局と共同で、2021 年 7 月 5 日に、国のコーデックスプログラムの状況の評価するための FAO/WHO 診断ツールの使用に焦点を当てたウェビナーを開催した。このツールは、国レベルでの強みと弱みを判断する上で重要であり、その結果は開発分野の特定に役立つ。CCAFRICA やその他の国から 50 人以上がオンラインで参加した。

- コーデックス、食品安全と栄養に関する出版物とリソース—7 月 14 日ナレッジセッション
Codex, Food Safety and Nutrition publications and resources – knowledge session 14

July

13/07/2021

<http://www.fao.org/fao-who-codexalimentarius/news-and-events/news-details/en/c/1415835/>

国連食料システムサミットに向けた機運が高まる中、2021 年 7 月 14 日に、出版物とリソースに関する FAO ナレッジセッションが開催される。全 5 回の第 1 回目となるこのセッションでは、参加者に FAO のリソースの使い方を説明する。

* Action Tracks

<https://www.un.org/en/food-systems-summit/action-tracks>

- 第 44 回総会に関する情報イベント

Information Event on CAC44

21/07/2021

<http://www.fao.org/fao-who-codexalimentarius/news-and-events/news->

[details/en/c/1416561/](https://ec.europa.eu/food/safety_en)

昨年と同様に、2021年に予定している第44回コーデックス総会（CAC44）もバーチャル形式で開催することを決定した。そのため、コーデックス事務局とFAO/WHOの主催で、CAC44の開催に向けてメンバー国に求められること、また前回の総会以降にバーチャル形式で開催された個別部会で得られた教訓を共有し、今後のコーデックスの継続性について考えるイベントを開催する。2021年7月21日（水）にZoomで開催。

● 欧州委員会（EC : Food Safety: from the Farm to the Fork）

https://ec.europa.eu/food/safety_en

1. 植物の健康を守ることがEUが国連の持続可能な開発目標を達成するのに役立つだろう

Protecting plant health will help the EU meet UN Sustainable Development Goals

<https://ec.europa.eu/newsroom/sante/items/715034/en>

欧州委員会の保健衛生・食の安全総局の植物の健康チームの代表Dorothee André氏は、生態系を保護するための欧州連合（EU）の取り組みについて述べる。パンデミックにより影が薄くなったが、2020年は国連総会が定めた初の国際植物防疫年であり、2022年には、EUが共同出資する初めての植物の健康に関する国際会議を予定している。

他に差し迫った多くの問題がある今、なぜ植物の保護が重要なのか？

植物の健康は常に重要である。なぜなら、呼吸する空気として、食べる食品として、我々は植物に依存しているためである。我々の食べる物の80%は植物由来でありながら、FAOの推計によると、植物の病害虫により毎年最大40%の作物が失われ、その結果、食糧不足になり、地方の農業社会や経済に損害を与えている。

植物の健康を促進することは、飢餓と栄養不足、貧困そして気候変動の影響の削減に関する国連の持続可能な開発目標を達成するために不可欠である。人間活動や気候変動により、生物の多様性が失われ、生態系が変化したことで、害虫が繁殖する新たな機会が生まれている。また、国際的な取引や移動により、害虫や病気が広がりやすくなっている。

ヒトの健康と同様に、「1オンスの予防は1ポンドの治療の価値がある」と言う。植物の害虫や病気は、いったん発生すると根絶は非常に難しくなる。

EUは植物の健康を改善及び保護するために何を行っているか？

EUには、病害虫（検疫有害動植物）がEUに持ち込まれ、広がるのを防ぐことで、穀物、果実、野菜、花、観葉植物、森林及び環境全体を保護する植物の健康に関する多くの規則がある。

欧州委員会は「最も害のある」植物害虫の優先リストを定めた。欧州委員会委任規則(EU) 2019/1702は、*Xylella fastidiosa*、*Japanese beetle*（マメコガネ）、*Asian long-horned beetle*

(ツヤハダゴマダラカミキリ)、*Citrus greening* (カンキツグリーン)、*Citrus Black Spot* (カンキツ黒星病) など、EU 域内での経済的、環境的、社会的影響が最も深刻な 20 の検査有害動植物をリスト化している。このリストに基づき、加盟国はこれらの害虫を根絶するために、情報キャンペーンを開始したり、年間の調査を実施したり、危機管理計画やシミュレーション演習、行動計画を準備することができる。

EU では、EU 域外から域内への植物や植物製品の持ち込み、EU 域内での植物や植物製品の移動、病害虫のアウトブレイクの管理について、共通の植物検疫規則がある。EU はまた、病害虫のアウトブレイクに直面する加盟国や、領土に病害虫が生息しているかの調査に対して、資金を提供している。

EU は域内で積極的に活動するだけでなく、欧州地中海植物保護機構の積極的な参加国であり、植物や植物製品の国際的な植物検疫基準を設定する国際植物防疫条約のメンバーである。欧州連合はまた 2022 年に開催される植物の健康に関する第 1 回目の国際会議にも共同出資している。

EU の植物の健康を守る仕事は EU の国民にとってどのように有益なのか？

EU 領域で新種の害虫の広がり防ぐことは、農業生産及び生物多様性を保護するだけでなく、Farm to Fork (農場から食卓まで) 戦略の中核をなす EU の持続可能な食品システムの 2 つの基礎である食品安全と公衆衛生を守ることになる。人は時に、人間が複雑な生態系の一部であり、その一部に影響を与えることは、すべてに影響を与えることだということを忘れてしまう。

植物の健康を守るために人々は何ができるか？

我々にできることはいくつかある。ひとつは、EU の国境を越えて移動する際、植物や植物製品を決して持ち込まないことである。輸送産業で働く人は、船、飛行機、トラック、列車が新しい地域に植物の病害虫を運ばないようにする必要がある。

新たな害虫がある地域に発生したと疑われる場合は、地域あるいは国の植物防疫機関に通報すべきであり、そうすればその脅威は調査され、確認された場合には、根絶が可能ならちに、速やかにアウトブレイクを根絶する対策をとることができる。

さらに、欧州グリーンディールに従い、化学物質の使用を最小限にして環境にやさしい方法で植物の病害虫を予防することができる。政府もまた、輸入管理、サーベイランス及び根絶キャンペーンを行うのに最適な立場にある国や地域の植物保護団体への支援を強化することができる。

2. 査察報告書

● チェコ共和国—動物と商品の輸入及び EU 要件での国境監理ポストの遵守の検証

Czech Republic 2020-7000—Imports of animals and goods and verification of compliance of border control posts with Union requirements

02/07/2021

https://ec.europa.eu/food/audits-analysis/audit_reports/details.cfm?rep_id=4377

2020年9月1日～2020年11月20日までチェコの動物と商品の輸入に関する公的管理システムと国境監理ポスト(BCP)のEU要件の遵守を検証するためのリモート査察。BCPsを通してEUに入る動物と商品の包括的な公的管理システムがある。だが、輸入の事前通知、特定の文書検査の実施、物理的検査の頻度削減に欠点を確認された。これらは輸入を許可する決定の妥当性に影響を与えるには十分ではない。非動物由来飼料の文書検査は必要に応じてBCPで実施されていない。

- **ポーランド—動物と商品の輸入及びEU要件での国境監理ポストの遵守の検証**

Poland 2020-7004—Imports of animals and goods and verification of compliance of border control posts with Union requirements

24/06/2021

https://ec.europa.eu/food/audits-analysis/audit_reports/details.cfm?rep_id=4375

2020年9月22日～2021年1月20日までポーランドの動物と商品の輸入に関する公的管理システムと国境監理ポスト(BCP)のEU要件の遵守を検証するためのリモート査察。ポーランドにはBCPsを通してEUに入る動物と商品の包括的な公的管理システムがある。だが、特定の文書に基づく物理的検査の実施や、1つの指定鉄道BCPで管理を行う施設で特定の欠点を確認された。

- **ハンガリー—生きた動物と動物製品の残留物と汚染物質**

Hungary 2020-6989—Residues and contaminants in live animals and animal products

24/06/2021

https://ec.europa.eu/food/audits-analysis/audit_reports/details.cfm?rep_id=4374

2020年10月15日～11月26日までハンガリーで実施した、生きた動物と動物製品の動物用医薬品の残留物、農薬、汚染物質のモニタリングを評価するためのリモート査察。概して、ハンガリーでは動物由来食品の残留物の効果的な管理システムに必要な要因の多くは適切である。これには食料生産動物の動物用医薬品の正しい使用に関する管理も含まれている。だが、残留物管理システムの有効性はサンプリング計画に関するいくつかの要因に弱められている。研究所のネットワークに関しては、様々な欠陥が分析結果の信頼を大幅に損なっている。

3. 欧州不正防止オフィス (OLAF)

- **ニセラム酒ネットワークがOLAFのおかげで解体された**

Fake rum network dismantled thanks to OLAF

06/07/2021

https://ec.europa.eu/anti-fraud/media-corner/news/06-07-2021/fake-rum-network-dismantled-thanks-olaf_en

中央アメリカからのニセのラム酒を欧州市場に販売していた犯罪組織の国際活動が破綻

した。OLAF がスペイン、オランダ、ホンジュラス、グアテマラの各国間の主要調整ポイントとして働いた。

ニセラムの主な行き先はスペインだったが、洗練された生産工程はいくつかの大陸や国に渡った。瓶詰めされ表示されたラムはホンジュラスとグアテマラから出荷されて EU へはオランダ経由でスペインに輸送された。ニセのラベルはいくつかのブランド名を使った。概ね 34 万本が押収された。

4. 食品及び飼料に関する緊急警告システム (RASFF)

Rapid Alert System for Food and Feed (RASFF) Portal - online searchable database

http://ec.europa.eu/food/food/rapidalert/rasff_portal_database_en.htm

RASFF Portal Database

<https://webgate.ec.europa.eu/rasff-window/portal/>

04/07/2021～17/07/2021 の主な通知内容 (ポータルデータベースから抽出)

* 基本的に数値の記載がある事例は基準値超過 (例外あり)

* RASFF へ報告されている事例のうち残留農薬、食品添加物、食品容器、新規食品、カビ毒を含む天然汚染物質の基準違反等について抜粋

警報通知 (Alert Notifications)

香港産バガス(サトウキビ残渣)ランチボックスの 3-MCPD、ドイツ産イヌ用飼料の鉛、トルコ産有機ベリリーフのベンゾ(a)ピレン及び PAH、ペルー産アボカドのカドミウム超過、シンガポール産スパイスペーストのエチレンオキシド、インド産クミンのクロルピリホスの MRL 超過、ギリシャ産ゴマ種子入りキャラメライズナッツ(アーモンド、ヘーゼルナッツ、ピーナッツ)のエチレンオキシド、スウェーデン産アイスクリームに使用された増粘剤(ローカストビーンガム)のエチレンオキシド、インド産有機モリンガ粉末のエチレンオキシド及び 2-クロロエタノール、中国産デンマーク経由幼児用シリコンカップからの揮発性有機化合物の溶出、エジプト産オランダ経由酢漬けのブドウの葉のペンコナゾール・プロピコナゾール・チオファネートメチル・シプロコナゾール・ミクロブタニル・未承認物質カルベンダジム・フリシラゾール及びイプロジオン、産出国不明ヒマワリ種子のエチレンオキシド、ドイツ産フードサプリメントの 2-クロロエタノール、オーストリア産有機ヘンプティーの THC 含有量増加、スペイン産フードサプリメントの成分として使用されたバコパ抽出物のエチレンオキシド、スペイン産冷凍メカジキの水銀、ベルギー産小麦製品(グルテンとふすま)のクロルピリホス-メチル、オランダ産ローカストビーンガムの未承認物質エチレンオキシド、スペイン産メカジキの水銀、トルコ産ドイツ経由ローカストビーンガム (E410) の未承認物質エチレンオキシド、フランス産クリームチーズの安定剤として使用したカロブ (注: ローカストビーン) 粉のエチレンオキシド、米国産ショウガ抽出物のエチレンオキシド、トルコ産カロブのエチレンオキシド、イタリア産カロブのエチレンオキシド、インド

産有機ワサビノキ(モリンガ)粉末のエチレンオキシド、イラン産スイカ種子のアフラトキシン、産出国不明砂糖漬けリンゴとアプリコットの二酸化硫黄非表示及び高含有、フランスを目的地としたレバノン産米のトリシクラゾール及びチアメトキサム、オランダ産カレーのエチレンオキシド、フランス産カロブ (E410)及びそのミックスのエチレンオキシド、など。

注意喚起情報 (Information Notification for Attention)

イタリア産イチゴのホルメタネート、中国産木製ハンドル付きシリコーン製キッチンセットからの揮発性有機化合物の溶出、コロンビア産チョコレートのカドミウム高含有、ドイツ産有塩バターの本ゾ(a)ピレン、トルコ産アプリコットの農薬オメトエート超過、インド産冷凍ゆでエビのクロラムフェニコール、トルコ産サクランボのジメトエートおよびオメトエート、バングラデシュ産コメのトリシクラゾール及びクロルピリホス、チュニジア産デーツのアフラトキシン及びオクラトキシン A、トルコ産赤い先のとがった唐辛子のクロルピリホス-メチル過剰量、ブラジル産練った(一部精製した)トウモロコシ油の多量の 3-MCPD、スペイン産チルドバナメイエビの亜硫酸塩高含有、エクアドル産冷凍エビの尾の亜硫酸塩高含有、トルコ産生鮮レッドグレープフルーツのクロルピリホス、スペイン産解凍真空パックキハダマグロロインの最大許容限度を超えたアスコルビン酸(E300)未承認、エクアドル産生鮮バナナのクロルピリホス、ベルギー産家禽用完全飼料のマンガンの溶出及び亜鉛高含有、インド産洗浄済冷凍イカのカドミウム、スペイン産生鮮マグロの高水準のヒスタミン、タイ産生鮮セロリのクロルピリホス・ジニコナゾール・プロピコナゾール・チアメトキサム・ルフェヌロン・未承認物質フェノキシカルブ及びピリプロキシフェン、オーストラリア産フードサプリメントの 2-クロロエタノール及びエチレンオキシド、中国産子供用テーブルウェアセットからのメラミン及びホルムアルデヒドの溶出、トルコ産酢漬けのブドウの葉のトリアジメノール、オーストラリア産フードサプリメントの 2-クロロエタノール及びエチレンオキシド、中国産飼料添加物の抗生物質耐性遺伝子の存在、オーストラリア産フードサプリメントのテトラヒドロカンナビノール(THC)及びカンナビジオール(CBG) オランダ産飼料用ゴマ種子のビフェニル及びクロルピリホス、など。

通関拒否通知 (Border Rejection Notification)

エクアドル産エビの二酸化硫黄(SO₂)上限超過、米国産ピーナッツのアフラトキシン、インド産フードサプリメントの鉛、ボリビア産有機ピーナッツ穀粒のアフラトキシン B₁、アルゼンチン産ピーナッツのアフラトキシン、エジプト産有機ピーナッツ穀粒のアフラトキシン、中国産醤油の 3-MCPD、ブラジル産フルーツ味バブルガムの着色料ポンソー4R/コチニールレッド A(E124)高含有、モロッコ産アンチョビ入りオリーブオイルの亜硫酸塩高含有、米国産ピーナッツのアフラトキシン、ベラルーシ産キュウリの未承認物質オメトエート及びジメトエート、トルコ産レーズンのクロルピリホス、イラン産ピスタチオのアフラトキシン、米国産アーモンドのアフラトキシン、トルコ産アプリコットカーネルのシアン化物高含有、インド産竹抽出物のエチレンオキシド、米国産ピーナッツのアフラトキシン、インド産ゴマ種子のエチレンオキシド、アルゼンチン産マツイカのカドミウム、北マケドニア産ビスケットのアクリルアミド、など。

● 欧州食品安全機関（EFSA : European Food Safety Authority）

<http://www.efsa.europa.eu/>

1. EFSA の科学的評価のための証拠の収集、評価、統合のトレーニング

Training in Collecting, Appraising and Synthesising Evidence for EFSA scientific assessments

EFSA Journal 2021;18(7):EN-6601 6 July 2021

<https://www.efsa.europa.eu/en/supporting/pub/en-6601>

(外部科学報告書)

OC/EFSA/AMU/2018/01 プロジェクトの全体的な目的は、EFSA が食品及び飼料の科学的評価に関連した文献から根拠を収集、評価し、統合するために EFSA 内の能力開発を支援することだった。この報告書はこのトレーニングとその評価をまとめている。トレーニングは、2018年10月15日から2020年11月24日までの間に9回実施され、計160名ほどが参加した。実施により得られた教訓から、今後の EFSA トレーニングに向けた勧告がまとめられている。

2. OpenFoodTox : 化学物質のハザードデータベース

OpenFoodTox: chemical hazards database

13 July 2021

<https://www.efsa.europa.eu/en/discover/infographics/openfoodtox-chemical-hazards-database>

<インフォグラフィクス>

化学物質のハザードデータベースの紹介

3. 2022-2027年に予定される EFSA の進行方向

EFSA's direction of travel set for 2022-2027

13 July 2021

<https://www.efsa.europa.eu/en/news/efsas-direction-travel-set-2022-2027>

EFSA の理事会は、組織の優先事項、達成を目指す結果、目的達成のためのハイレベルな活動を定めた「2022-2027年戦略」を採択した。

今回の採用は、パートナー、利害関係者、理事会、そして広く一般の人々との2年間の協議を経て採択されたもので、課題と機会、それらに対処するために何ができるかを明らかにしている。

世界は急速に変化し続けている。一般食品法の改正が2021年に施行され、我々の EU 市

民に対する責任は高まり、農場から食卓戦略など EU 全体の政策展開により、今後数年間の活動の焦点が形成された。また、パンデミックにより新しい働き方に適応する必要もある。

この変化する状況において重要性を維持するために EFSA は何をするのか？戦略目標 1 に示されているように、農場から食卓まで、信頼できるリスクの評価とコミュニケーションを提供することが、今後も EFSA の中核事業であり続ける。

戦略目標 2 では、今後のリスク分析の必要性に対し、どのように準備するかについて取り組む。最後に戦略目標 3 は、業務をどのように管理し実現するかというものである。我々は職員に権限を持たせ、業務の重要な推進力である組織の敏捷性を確保することを目指す。

これは単独では行えない。安全で健康的かつ持続可能な食品の提供に対する現在及び今後の課題に直面し、我々は協力関係を新たなレベルに引き上げ、EU の知識エコシステムの中でパートナーシップを通じた価値の創造を目指す。この協力の精神と集団行動を実現する組織として EFSA のより焦点を絞った役割は、戦略 2027 年の要である。

次は？

EFSA は、2022 年 1 月の戦略実現に向けて、全ての構成要素を確実に整えている。これには、進捗を監視できるよう成果指標の開発や、野心を実現するための組織的な変革などが含まれる。

EFSA 戦略 2027 は以下で入手可。デジタル版は今年の夏の後半に利用可能になる予定。

<https://www.efsa.europa.eu/en/corporate-pubs/efsa-strategy-2027-science-safe-food-sustainability>

4. 遺伝子組換え関連

- 認可更新のための遺伝子組換え綿 GHB614 の評価

Assessment of genetically modified cotton GHB614 for renewal authorisation under Regulation (EC) No 1829/2003 (application EFSA-GMO-RX-018)

EFSA Journal 2021;19(7):6671 7 July 2021

<https://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/6671>

(科学的意見)

GMO パネルは、認可申請 EFSA-GMO-RX-018 には、綿 GHB614 の元のリスク評価の結論を変えるような新しいハザード、暴露や科学的不確実性の変化の根拠はないと結論した。

- EU における遺伝子組換えトウモロコシ MON 810 の栽培に関する 2019 年市販後環境モニタリング報告書の評価

Assessment of the 2019 post - market environmental monitoring report on the cultivation of genetically modified maize MON 810 in the EU

EFSA Journal 2021;19(7):6683 7 July 2021

<https://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/6683>

(声明)

欧州委員会からの要請を受けて、EFSA は Cry1Ab 発現トウモロコシイベント MON 810 の栽培に関する 2019 年市販後環境モニタリング(PMEM)報告書を評価した。例年同様に、ポルトガルでは避難要件を完全に遵守しており、MON 810 種を育てるスペインの農業従事者は部分的に避難要件を遵守していた。2019 年のトウモロコシ栽培シーズン中に北東スペインから収集され Cry1Ab の感受性の検査をしたメイガ科 (European and Mediterranean corn borer) の集団は、トウモロコシ MON 810 への耐性の兆候を示さない。農業従事者のアンケート調査結果や関連の科学的出版物を評価したところ、トウモロコシ MON 810 の栽培から生じるヒトや動物の健康あるいは環境への予期せぬ有害影響は示唆されない。概して、2019 年の PMEM 報告書で報告された根拠から、EFSA は、トウモロコシ MON 810 の安全性に関する以前の評価結果を取り消すことはない結論した。だが、前年同様、EFSA は今後の報告書で改定を必要とする耐性モニタリングの欠点を特定している。特に、2019 年に行われたモニタリング計画は、推奨される 3%対立遺伝子頻度を検出するのに十分な感度はなかった。その結果、EFSA は同意保持者に、トウモロコシ MON 810 の採用が多い地域の避難義務の完全な遵守を達成し、スペイン北東部のメイガ科の集団に定期的な F2 スクリーニングを実施することでモニタリング計画の感度を増すよう、強力に推奨した。EFSA は、テオシント(ブタモロコシ)の出現など MON 810 の環境リスク評価に関連する受信環境の新しい特性の出現に対応して農業従事者アンケートを改定するよう助言する。EFSA は関連する EU 加盟国の管轄機関、同意保持者、環境ネットワークに、Bt トウモロコシ品種の耕作から最良の特定方法や予期せぬ有害影響を報告する枠組みを開発するための対話に従事するよう奨励する。

5. 新規食品関連

- 新規食品としてのトノサマバッタ (*Locusta migratoria*)由来冷凍及び乾燥製品の安全性

Safety of frozen and dried formulations from migratory locust (*Locusta migratoria*) as a Novel food pursuant to Regulation (EU) 2015/2283

EFSA Journal 2021;19(7):6667 2 July 2021

<https://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/6667>

(科学的意見)

欧州委員会の要請を受けて、栄養・新規食品及び食品アレルギーに関する EFSA のパネル(NDA)は、EU 規則 2015/2283 に従って新規食品としてのトノサマバッタ (*Locusta migratoria*)由来冷凍及び乾燥製品の安全性に関する意見を出すよう求められた。トノサマバッタという用語は昆虫種 *Locusta migratoria* の成虫を指す。この NF は、i) 足と羽のない冷凍、ii) 足と羽のない乾燥、iii) 足と羽を含む粉末、という 3 つの製品を提案している。この NF の主な成分は、乾燥タイプではタンパク質、脂肪、繊維(キチン)、冷凍タイプでは水、タンパク質、脂肪、繊維(キチン)である。パネルは、この NF の汚染物質濃度は昆虫用

飼料に含まれる汚染濃度によると注記している。パネルは、保存可能な全期間において、提案された規格基準に適合するのであれば、この NF の安定性に関する安全上の懸念はないと留意した。この NF はタンパク質を多く含んでいるが、キチン由来の非タンパク質窒素が存在することにより、窒素からタンパク質への変換係数 6.25 を用いると NF の真のタンパク質量は過大評価される。申請者はこの NF を、スナック状の冷凍、乾燥、粉末として、また多くの食品生産の食品成分として使用することを提案した。申請者が提案した対象集団は一般人である。パネルはこの NF の組成や提案した使用条件を考慮して、この NF の摂取は栄養的に不利ではないとしている。提出された使用歴や文献からの毒性試験は安全上の懸念を生じなかった。パネルは、この NF の摂取は *L. migratoria* タンパク質に対する一次感作を引き起こす可能性があり、甲殻類、ダニ、軟体動物にアレルギーのある被験者にアレルギー反応を起こす可能性があると考えた。さらに、飼料由来のアレルゲンが最終的にこの NF に入る可能性がある。パネルは、この NF は提案した使用と使用量で安全だと結論した。

● 新規食品としてのフルクトホウ酸カルシウムの安全性

Safety of calcium fructoborate as a novel food pursuant to Regulation (EU) 2015/2283
EFSA Journal 2021;19(7):6661 5 July 2021

<https://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/6661>

(科学的意見)

欧州委員会からの要請を受けて NDA パネルは、EU 規則 2015/2283 に従って新規食品 (NF) としてフルクトホウ酸カルシウムに関する意見を出すよう求められた。化学合成によって生産されたこの NF は、最大 2.9 %のホウ素、平均して 4.7%のカルシウム、84.2 %のフルクトースを含んでいる。最大量 220 mg/日 (最大ホウ素摂取量 6.4 mg/日) で、妊婦と授乳中の女性を除く一般成人を対象としたフードサプリメントとして販売することを意図している。バックグラウンドである食事由来とこの NF からのホウ素を合わせた摂取量は 9.6–9.9 mg/日の範囲 (デフォルト体重 70 kg と仮定すると最大 0.14 mg/kg 体重/日に相当) である。これは許容一日摂取量 (ADI) 0.16 mg/kg 体重/日の範囲内である。胃腸 (GI) 環境を模倣した条件下では、この NF は完全に加水分解される。従って、パネルはホウ素の毒性を評価することが妥当だと考えた。パネルはこの NF の遺伝毒性に関して懸念はないと考えた。13 週間のラット試験でこの NF が誘発した影響は、動物実験でホウ素化合物に誘発された毒性学的所見と一致している。精巣上体と脳の重量比が最も妥当なエンドポイントとして特定され、導出された基準点は最小モデル平均 BMDL₁₀ の 529 mg/kg 体重/日だった。これはホウ素の 14.8 mg/kg 体重/日に相当し、ホウ素の ADI 0.16 mg/kg 体重/日の設定に使用したクリティカル無毒性量 (NOAEL) (9.6 mg ホウ素/kg 体重/日) より高い。そのためパネルはこの NF の評価にホウ素の現在の ADI を適用した。パネルは、この NF、フルクトホウ酸カルシウムは提案された使用と使用量で安全だと結論した。

6. 農薬・動物用医薬品関連

- 桃とパプリカのアクリナトリンの既存 MRLs の改訂

Modification of the existing maximum residue levels for acrinathrin in peaches and sweet peppers

EFSA Journal 2021;19(7):6681 5 July 2021

<https://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/6681>

(理由付き意見)

妥当性が確認された定量限界(LOQ) 0.02 mg/kg で検討中の作物本体のアクリナトリンとそのエナンチオマーの残留物を管理するのに適した執行のための分析方法が得られた。リスク評価結果に基づき、EFSA は報告された農業規範によるアクリナトリンの使用から生じる残留物の短期及び長期摂取は消費者の健康リスクになりそうもないと結論した。

- 提出された確証データを踏まえた有効成分アシベンゾラル - S - メチルの農薬リスク評価ピアレビュー

Peer review of the pesticide risk assessment for the active substance acibenzolar - S - methyl in light of confirmatory data submitted

EFSA Journal 2021;19(7):6687 8 July 2021

<https://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/6687>

(農薬の結論)

情報不足で評価は最終化されていない。

- JECFA が設定したブタの組織中のハルキノールの MRLs の EFSA のレビュー

EFSA review of Maximum Residue Limits for halquinol in pig tissues as set by JECFA

EFSA Journal 2021;18(7):EN-6692 6 July 2021

<https://www.efsa.europa.eu/en/supporting/pub/en-6692>

(技術的報告書)

7. 飼料添加物関連

- 認可更新のためのすべての動物種用 *Lentilactobacillus buchneri* (以前は *Lactobacillus buchneri*) DSM 16774 株からなる飼料添加物の評価

Assessment of the feed additive consisting of *Lentilactobacillus buchneri* (formerly *Lactobacillus buchneri*) DSM 16774 for all animal species for the renewal of its authorisation (Lactosan GmbH & Co.KG)

EFSA Journal 2021;19(7):6696 9 July 2021

<https://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/6696>

(外部科学報告書)

●英国 食品基準庁 (FSA : Food Standards Agency) <http://www.food.gov.uk/>

1. 根拠の重み付け—外部の根拠を評価するための新たな枠組み

Weighing the evidence – a new framework for assessing external evidence

Professor Peter Gregory, Science Council member, Posted on:29 June 2021

<https://food.blog.gov.uk/2021/06/29/weighing-the-evidence-a-new-framework-for-assessing-external-evidence/>

<FSA ブログ>

FSA の独立科学評議会の一員として、私は FSA がその目的のために科学を使うことについて専門的戦略的知見と助言を提供する手伝いをしている。

FSA はその決定を最良の科学と根拠に基づいて行う機関であり、各種食品や飼料の問題をより良く理解した上でリスク管理の決定をするために、報告書を依頼しリスク評価を行う。時には、標準的な研究や意見募集のプロセスとは別に、独立したエビデンスが送られることがある。このような委託されていない第三者のエビデンスは、認識される知識のギャップを埋めるため、あるいは法律や方針の変更を求めるためなど、様々な動機や目的により提出される可能性がある。

科学評議会は FSA 長官から、この種の第三者のエビデンスを一貫して評価し、提出を望む人たちに期待される水準を明確にする方法を検討するよう依頼された。それに対応して、我々はこの種のエビデンスの批判的評価のための枠組みを開発し、発表するに至った。

FSA がこの科学評議会のガイダンスを採用し、エビデンスの評価に使用する予定であることを嬉しく思う。このガイダンスは、FSA の公開性と透明性への貢献方針に従い、FSA のウェブサイトで公開されている。

ガイダンスの目的

このガイダンスは、FSA が受け取るエビデンスに期待される水準について概要を示し、品質、信頼性、頑健性という中核基本原則に基づき、その強みと弱みをどのように評価するかについてのガイダンスを提供する。これら基本原則およびガイダンスに照らし合わせてエビデンスがどのように機能するかを検討することは、関連するエビデンス群に有用な貢献をしようとする人々の役に立つだろう。

食品の安全性について新たな助言が必要になるときは、我々のリスクアナリシスプロセスでリスクを評価し、取るべき対策を検討し、リスクや必要な行動について周囲とコミュニケーションを取ることになる。

➤ エビデンスを受け取ったら、我々は以下を行う

- そのエビデンスを我々がどのように評価し、使用するかについて、透明性を確保する。
- 質、信頼性、頑健性の基本原則により適切な文脈でエビデンスを評価する。
- 専門的プロトコール、科学助言委員会、ピアレビュー、および/または複数専門性

チームを使い、エビデンスの評価におけるバイアスを最小限にする。

- ・ 結論や提出されたエビデンスについて公開性と透明性を維持する。

質、信頼性、頑健性の基本原則とは

科学評議会のガイダンスがより詳細に説明している。

- ・ 質：エビデンスは明確に提示され、信頼できるもので、目の前の質問と引き出された結論に関連する。
- ・ 信頼性：その限界、不確実性、バイアスおよびどうやって偏りを最小化したかについて透明である。
- ・ 頑健性：いくつか視点を変えても一貫して観察される。

FSA にエビデンスを提出することに関するその他のガイダンス

この枠組みは委託されていないエビデンスを提出する人に向けたものであり、リスクアナリシスプロセスの補完を意図している。しかしながら、規制対象製品を市販するために必要なエビデンスは別で、特有のガイダンスがある。

* 報告書：

第三者のエビデンスを批判的に評価することについての迅速エビデンスレビュー1

Rapid Evidence Review 1 on the Critical Appraisal of Third-Party Evidence

Last updated: 29 June 2021

<https://science-council.food.gov.uk/SCRapidReview1>

2. リスクアナリシスと規制品申請の新規登録

New registers for risk analysis issues and regulated products applications

5 July 2021

<https://www.food.gov.uk/news-alerts/news/new-registers-for-risk-analysis-issues-and-regulated-products-applications>

FSA は、食品と飼料の安全の高い水準を維持するために、英国が現在レビュー中であるリスクアナリシスの問題と規制品申請の登録について公的記録を公表した。

● リスクアナリシスの問題

Register of risk analysis issues

<https://www.food.gov.uk/risk-analysis/register-of-risk-analysis-issues>

2021年7月6日時点で検討中の問題は

- ・ 輸入動物由来製品コントロールプロジェクト（完了）
- ・ 福島事故以降の日本からの輸入品のレビュー
- ・ ダイオキシンと PCB のリスクアナリシス
- ・ PFAS のリスクアナリシス
- ・ 食品添加物としての二酸化チタンの安全性
- ・ 挽肉と肉製品のリスクアナリシスー輸入 EU 食品の禁止と制限のレビュー

● 規制対象製品申請

Register of regulated product applications

<https://www.food.gov.uk/risk-analysis/register-of-regulated-product-applications>

規制対象製品の申請サービスに寄せられた申請のうち、現在評価を行っているもののリストを公開している。必要な情報がすべて含まれていることを確認する初期チェックに合格した申請書のみ。この登録簿には、申請者及び製品自体についての詳細が記載されており、現在の申請の進捗状況も表示されている。

新規食品や添加物等、40件ほどの申請書がリストされている。

3. COVID-19 消費者研究

The COVID-19 consumer research

2 July 2021

<https://www.food.gov.uk/research/research-projects/the-covid-19-consumer-research>

FSA と Ipsos MORI（英調査会社）と Bright Harbour は、パンデミック中の重要な食品リスクについて、消費者や事業者へ影響する問題のエビデンスを作成するため、イングランド、ウェールズ及び北アイルランドで社会調査を実施した。2020年4月から2021年3月の期間のCOVID-19消費者調査のデータを含む。

COVID-19 消費者調査の主な結果

食料不足については、食品入手、食品価格、経済的な理由による欠食に関する懸念が、2020年4月に高く、同年8月に減少、2021年3月には現在のレベルに再上昇した。フードバンク/チャリティの使用を報告した回答者の割合は2020年8月には減少した。より若い年代、4名以上の家族、子供のいる世帯は「食料不足」である可能性が高い。食品購入、栄養及び食品安全行動の傾向については、2020年4月の調査開始以降、長期にわたって安定している。2020年12月から2021年3月にかけて、Covid-19調査班は消費者の食品の懸念について質問した。回答者の28%は英国購入の食品の品質を懸念しており、一方50%は英国以外から輸入した食品の品質を懸念していると報告した。2021年3月には参加者の22%が現在食べている食品に懸念があると報告した。参加者が選択した3つの大きな懸念は以下である：

- ・自分の食事の食品が「健康的かどうか」(53%)
- ・動物の福祉(52%)
- ・生産者や農家の倫理的待遇(50%)
- ・食品の新鮮度(50%)
- ・食品中のホルモン、ステロイドあるいは抗生物質 (50%)

COVID-19 で得た食料不足の経験については、収入の損失により基本コストの上昇が食品入手の可能性に影響し、参加者は欠食を超えた複雑な課題を経験した。また、人々は、支援に気づけなかった、あるいは慈善支援を利用しなかったか、十分な支援を得られなかったことが研究で示された。COVID-19 による消費者と食品システムについての調査で

は、全般的に、消費者が食品の購入、調理、食事方法を変えたことが示された。多くの人が家庭での調理や食品の分け合い、食事への関心などポジティブな食事行動を経験し、食品事業の信頼は COVID-19 で強化された。また、店舗では明確な目に見える安全対策、特にソーシャルディスタンスを求めている。人々は大部分は英国または世界の食品システムについて深く考えていなかったが、問題意識は過去の研究よりも顕著だった。また、調査はソーシャルメディア上の声がリアルタイムの人々の反応の分析に役立つことを示した。FSA の COVID-19 専門家パネルは、短期的には規制/検査の減少を懸念しつつ、政策対応はビジネスモデルや家庭の食習慣の変化に応じ、消費者と食品企業両方のニーズに対応する必要があるとした。

●英国医薬品・医療製品規制庁 (MHRA : Medicines and Healthcare products Regulatory Agency) <http://www.mhra.gov.uk/>

1. ハーブとホメオパシー医薬品：有害事象疑いに注意しそれをイエローカード計画で報告するように再度注意喚起

Herbal and homeopathic medicines: reminder to be vigilant for suspected adverse reactions and to report them to the Yellow Card scheme

7 July 2021

<https://www.gov.uk/drug-safety-update/herbal-and-homeopathic-medicines-reminder-to-be-vigilant-for-suspected-adverse-reactions-and-to-report-them-to-the-yellow-card-scheme>

もし薬物への有害反応が疑われたら、患者にハーブやホメオパシー医薬品を使用していないか尋ね、疑わしいものは全てイエローカード計画（訳注：英国の医薬品及び医療機器に関連した有害事象報告システム）に報告するように。患者にはそのハーブやホメオパシー医薬品が許可を得たものかどうかチェックし、患者向け情報に記載された助言に従うよう注意喚起すること。

（一部抜粋）

イエローカード計画は、ハーブやホメオパシーを含む英国のすべての医薬品の安全性を MHRA が監視する上で重要な役割を果たしている。ホメオパシー医薬品は希釈されていて有効成分は数分子しか含まないものの、最近の研究では製造業者の間違いにより、ドイツでアトロピンの過剰使用につながって患者が入院した事故がおこっている*。これは英国外でおこったものであるが、有害事象をおこした患者のホメオパシー医薬品についても検討する必要があるという例である。

* Schmoll S, Romanek K, and others. Anticholinergic syndrome after atropine overdose in a supposedly homeopathic solution: a case report. *Clinical Toxicology*.

-
- 英国健康安全局（HSE：Health and Safety Executive）

<http://www.hse.gov.uk/index.htm>

1. 食品中残留農薬：2020 四半期モニタリング結果

Pesticide residues in food: quarterly monitoring results for 2020

9 July 2021

<https://www.gov.uk/government/publications/pesticide-residues-in-food-quarterly-monitoring-results-for-2020>

- 第 4 四半期報告書

Quarter 4 2020 report: pesticide residues monitoring programme

https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/1000503/prif-monitoring-2020-quarter4.pdf

2020 年のモニタリング計画では、果実と野菜を対象にした調査で 370 種類に及ぶ農薬を検査している。第 4 四半期計画では、25 種類の食品から 751 サンプルを調査した。14 サンプルで最大残留基準（法律で許可されている最大濃度）を超える残留物が含まれていた。内訳は、さや付きえんどう豆、カリフラワー、チーズ、牛（レバー）、オクラ、洋ナシ、豆類（さやごと食べられる）、カボチャであった。

HSE は、検出されたすべての残留物についてスクリーニングリスク評価を実施している。また、実際に検出された残留物の濃度が安全基準を超える摂取量につながる可能性がある全ての事例について、詳細なリスク評価を行う。今回、さや付きの豆、ドライフルーツ（ブドウ）、ブドウ、オレンジ、洋ナシに関する調査をより詳細に検討している。

この報告は、新たにより高い MRL が塩素酸塩に適用されて最初の四半期の結果である。新たな MRL を超える残留物は検出されなかったが、塩素酸塩に関する最新の注意事項を記載した。

塩素酸塩について

EU は、関係者との詳細な協議を経て塩素酸塩の新しい MRL に合意し、2020 年 6 月 20 日に発効した。この報告書で取り上げられているサンプルはすべてより高い新しい MRL が導入された 2020 年 6 月 20 日以降に採取されたものである。新しい塩素酸塩の MRL には、収穫時または最初に生産された食品の MRL に加えて、加工時の殺生物剤の使用を考慮することについて特に言及した脚注が含まれる。この脚注では例外的に、塩素酸塩の MRL への適合性を検討する際に、包装、洗浄、切り刻み、冷凍など、他の残留レベルに影響を与えない単純な種類の加工は考慮に入れることができると明記されている。

* 検査結果

<https://data.gov.uk/dataset/pesticide-residues-in-food>

* 関連記事 :

【HSE】食品中残留農薬：2020年四半期報告書

食品安全情報（化学物質 No. 7/2021（2021.03.31）

<http://www.nihs.gov.jp/dsi/food-info/foodinfonews/2021/foodinfo202107c.pdf>

-
- 英国毒性委員会（COT：Committee on Toxicity of Chemicals in Food, Consumer Products and the Environment）

<http://www.advisorybodies.doh.gov.uk/cot/index.htm>

1. 2021年7月6日の議題とペーパー

COT Meeting: 6th July 2021

Last updated: 06 July 2021

<https://cot.food.gov.uk/COTMeeting6thJuly2021>

- 議題7：二酸化チタンについてのEFSAの意見のレビュー

Review of EFSA opinion on TiO₂ (TOX/2021/36)

<https://cot.food.gov.uk/sites/default/files/2021-07/TOX-2021-36%20TiO2%20EFSA%20opinion.pdf>

REVIEW OF GENOTOXICITY OF TITANIUM DIOXIDE (MUT/2021/03)

https://cot.food.gov.uk/sites/default/files/2021-07/MUT_2021_03%20TiO2_1.pdf

（一部抜粋）

変異原性委員会（COM）の議論

6月に二酸化チタン（TiO₂）に関するEFSAの意見の要約が遺伝毒性委員会（COM）に提示され、入手可能なデータが検討された。会議の議事録はまだ合意されておらず、準備されていないため、これはCOMの議論と結論に関する予備的な報告であることに留意すること。

COMはデータセットの質に疑問を提示した。使ったデータは被検物質が多様で、評価や解釈が困難である。また、標準法とは違う方法を使用した試験が考慮されており、遺伝毒性試験に熟練していないラボのデータを使っていることに疑問が生じる。さらに圧倒的多数の研究がEFSAのスコアリングで信頼性が限られると判断されている。出版バイアスもある。E171の仕様が明確でないことも不確実性をさらに増す。

作用機序に関してCOMは、根拠が示すのはDNAへの直接的傷害ではなく二次的な、閾値のあるメカニズムであると考え。In vitro試験で陽性が多く報告されているが、それらはナノ画分によるようだ。In vivo試験では、ほぼ陰性/曖昧である。E171のナノ画分は3.2%以下で、経口による生物利用能の低さや暴露量の少なさ、消化管で凝集する可能性もリスク

評価で考慮すべきである。入手できる根拠に基づき、COM は EFSA の結論に合意しない。より信頼できる堅牢なデータセットと、それらを基に EFSA が試験を見直すことが必要である。

また COM は、EFSA の結論の言葉の使い方がリスクコミュニケーションの点から役に立たないと考える。この結論は薄弱な根拠に基づく極めてリスク回避傾向の強いもので、人々に不必要な懸念を作り出す可能性がある。

- 英国広告基準庁 (UK ASA: Advertising Standards Authority)

<http://www.asa.org.uk/>

1. オンラインで子どもたちを守る：2021 年第一四半期モニタリング結果

Protecting children online: our Q1 2021 monitoring results

07 Jul 2021

<https://www.asa.org.uk/news/protecting-children-online-our-q1-2021-monitoring-results.html>

子どもたちのオンラインメディアへの年齢制限広告を同定して取り締まる取り組みの第四回モニタリング報告を発表した。圧倒的多数の広告は責任を持っているが一部はそうではない。

2021 年 1 月から 3 月の間、子どもの聴衆の多い 49 のウェブサイトと 12 の YouTube チャンネルに表示された、年齢制限規則を破った広告は 158 件：アルコール 7 件、ギャンブル 29 件、脂肪砂糖塩の多い食品 117 件、減量 5 件。

2. ASA 裁定

- **ASA Ruling on Pruvit Ventures Inc**

07 July 2021

<https://www.asa.org.uk/rulings/pruvit-ventures-inc-g21-1112564-pruvit-ventures-inc.html>

アフィリエイトのインスタグラムでのサプリメントの宣伝「ケトンが食欲を抑える」「ベータヒドロキシ酪酸が関節の動きの維持に役立つ」「ケトンが DNA を速やかに修復する」等が基準違反に該当する。Pruvit 社は商品を提供しているだけで宣伝の中身には直接関与していないと釈明したが、アフィリエイトで利益を得ているので責任があると判断。

- **ASA Ruling on Long Ashton Holdings Ltd t/a High Water**

07 July 2021

<https://www.asa.org.uk/rulings/long-ashton-holdings-ltd-a21-1096081-long-ashton-holdings-ltd.html>

High Water というアルコール飲料に「1 缶あたり 100 カロリー未満」のような栄養強調表示、「活動的ライフスタイル」のような一般的健康強調表示は認められていない。

- **ASA Ruling on Wild Drinks Group Ltd t/a Whisp Drinks**

07 July 2021

<https://www.asa.org.uk/rulings/wild-drinks-group-ltd-a21-1096080-wild-drinks-group-ltd.html>

4%アルコール飲料の「低カロリー」「低糖」のような栄養強調表示、「天然デトックス」「健康的選択肢」のような健康強調表示は基準違反に該当する。

- **ASA Ruling on BrewDog plc**

07 July 2021

<https://www.asa.org.uk/rulings/brewdog-plc-g21-1095835-brewdog-plc.html>

5%アルコール飲料の「ヘルシー」。

- **ASA Ruling on DRTY DRINKS Ltd**

07 July 2021

<https://www.asa.org.uk/rulings/drty-drinks-ltd-a21-1096082-drty-drinks-ltd.html>

4%アルコール飲料の「低カロリー」「ノンシュガー」「ケトダイエット」等。

- **ASA Ruling on Actegy Ltd**

14 July 2021

<https://www.asa.org.uk/rulings/actegy-ltd-g20-1053158-actegy-ltd.html>

全国紙やテレビでの AEROSURE という装置の、「咳を減らすことが臨床的に証明された」「COPD の人に適する」といった宣伝。この製品は医療機器に相当する。アマゾンのレビューコメントは有効性の根拠にはならない、等。基準違反に該当する。

- **ドイツ連邦リスクアセスメント研究所 (BfR : Bundesinstitut für Risikobewertung)**

<http://www.bfr.bund.de/>

1. 恐怖と安心の間

Between fear and confidence

11.06.2021

https://www.bfr.bund.de/en/press_information/2021/26/between_fear_and_confidence-276787.html

BfR の科学情報誌「BfR2GO」の最新号は恐怖を取り上げる。

BfR 所長の Andreas Hensel 博士は、「恐怖は生存にとって極めて重要であり、ハザードを我々に警告する。しかし、我々は皆、恐怖状態ではリスクを過大評価しがちである。危機において、恐怖に導かれてではなく、解決志向の決定が必要である。BfR のコロナモニター

のような定期的な調査は、研究とコミュニケーションに人々の懸念を盛り込むのに役立つ。」と説明する。恐怖を引き起こすのはコロナウイルスだけではない。例えば植物保護製品も多くの人々が懸念するテーマの1つであり、一部の人は健康に害があるかもしれないと不安に思っている。BfR2GO 最新号では、こうしたことを専門家が科学的視点でどのように評価するか説明する。

我々の社会は COVID-19 パンデミックが始まって以降、いわば恒久的な警戒状態にある。BfR はこの例外的状況を、リスクとその認識がどのように生活のある部分をコントロールするかについて議論する機会として活用する。一方では、恐怖はヒトと動物に急激な危険を警告する、生まれつきの生存システムであると考えられている。他方では、恐怖は良き助言者ではなく、意思決定のための唯一の拠り所とするべきではない。BfR2GO では、心理学、社会学及び哲学の分野の専門家が恐怖とつきあう個人的及び社会的な方法を示し、安心への展望を提供する。メディア心理学者の Maren Urner 博士はいかにメディアが悲観主義に陥ることなく危機の解決策を提供できるかを説明する。

この他、特に先進国で拡大する健康問題であるアレルギーの記事では、免疫システムの反応を説明し、科学の課題に注目する。また、食品のどこにリステリアが潜むか、マイクロプラスチックとコロナウイルスの共通点は何か、ヨウ素摂取で消費者が気をつけるべき事、「オルガノイド」がどう動物実験に取って代わるかなど、消費者の健康を守るための研究やその評価、及び実験室の動物保護について、最新かつ根拠のある情報を提供する。

* BfR2GO の恐怖特集

<https://www.bfr.bund.de/cm/364/bfr-2-go-issue-1-2021.pdf>

(Maren Urner 博士との質疑応答)

2. エストラゴールとアネトールの生体活性化は DNA とヘモグロビンのよくある付加体につながる

Bioactivation of estragole and anethole leads to common adducts in DNA and hemoglobin
05.07.2021

https://www.bfr.bund.de/en/bioactivation_of_estragole_and_anethole_leads_to_common_adducts_in_dna_and_hemoglobin-277291.html

(BfR 研究者の論文紹介)

* Bioactivation of estragole and anethole leads to common adducts in DNA and hemoglobin

Food and Chemical Toxicology Volume 153, July 2021, 112253

<https://www.sciencedirect.com/science/article/pii/S0278691521002866?via%3Dihub>

タラゴン、チャービル、バジル、フェンネルのようなハーブのエッセンシャルオイルの主要構成成分であるフェニルプロパノイド、エストラゴールとアネトールを肝 S9 で活性化したところ、ヘモグロビン付加体(N-(isoestragole-3-yl)-valine, IES-Va)および DNA 付加体(isoestragole-2'-deoxyguanosine および isoestragole-2'-deoxyadenosine)が生じた。

フェネルティーを4週間飲んでもらったところ血中 IES-Val 濃度が有意に増加し、摂取を中止すると減少した。

3. PFAS 工業化学物質：一部の集団は時々健康影響に基づくガイダンス値を超過する

PFAS industrial chemicals: Some population groups sometimes exceed the health-based guidance value

28.06.2021

https://www.bfr.bund.de/en/press_information/2021/28/pfas_industrial_chemicals_som_e_population_groups_sometimes_exceed_the_health_based_guidance_value-277959.html

ドイツの一部の集団の食事は、ある種の工業的に生産されたパーフルオロおよびポリフルオロアルキル化合物 (PFAS) の健康影響に基づくガイダンス値を超えている。これらは BfR による声明の結論である。「PFAS は食品中には望ましくない」と BfR の副長官 Tanja Schwerdtle 博士は述べた。「この集団の血液中の PFAS 濃度は最近数十年間で大幅に減少しているが、最新研究から現在の濃度がまだ高すぎることを示された。」だが今のところ、実際にどの程度の PFAS が摂取されているか、また健康影響が予測されるのかを推定するには依然として科学的な不確実性がある。「実際にはドイツの人々には PFAS の摂取量に影響を与える手立てがない。データギャップを埋め、下降傾向ではあるが、さらに摂取量を減らすことが一層重要である」と副長官 Schwerdtle 氏は付け加えた。

*PFAS リスクプロファイル (ドイツ語)

<https://www.bfr.bund.de/cm/343/pfas-in-lebensmitteln-bfr-bestaetigt-kritische-exposition-gegenueber-industriechemikalien.pdf>

結果を総合的にみると、ドイツの集団の一部は健康影響に基づくガイダンス値を超える濃度の特定の PFAS に暴露されている。影響を受けた母親から生まれ、長期母乳育児の乳児は、生後数年間のうちに血清中のワクチン抗体濃度が下がる可能性がある。これまでのところ、これらの子供達が実際に感染リスクの一般的な増加を呈しているのか評価するにはデータが不十分である。同程度の暴露量で、成人や青年におけるワクチン抗体濃度に何らかの影響があるのかを評価するための利用可能なデータも現時点では不十分である。

長期母乳育児の子供におけるワクチン抗体の産生低下により起こりうるリスクは、子供と母親の両方にとって、多くのよく研究された長期母乳育児の利益により相殺される。

成人と青年の暴露量の中央値は、PFAS の耐容摂取量程度である。これは成人と青年のおおよそ 50%において、長期間の食事摂取量が PFAS の健康影響に基づくガイダンス値を超えていることを意味する。特に内臓、野生動物の肉、特定の魚種において高濃度の PFAS が検出される。

EFSA が 2020 年に新しい耐容週間摂取量を発表した。最新意見で BfR は、新しい健康影響に基づくガイダンス値の導出を検証し、今後のリスク評価に使用するよう助言している。

PFAS は、それらの撥水性、撥油性、汚れをはじく特性のため、工業工程や、フッ素加工したフライパン、アウトドアウェア、化粧品などの消費者製品で広く使用されている工業化学物質である。PFAS は非常に耐久性があり、今では、環境、フードチェーン、ヒトの体内など、どこでも検出される。

4. 動物実験を避けるために透明性を促す

Promoting transparency to avoid animal experiments

01.07.2021

https://www.bfr.bund.de/en/press_information/2021/29/promoting_transparency_to_avoid_animal_experiments-277625.html

BfR は、ドイツ透明性協定 (German Transparency Agreement) への最初の調印者の 1 人になった。ドイツ研究振興協会 (DFG) の「動物の保護と実験に関する常任評議委員会」とドイツ科学機構連合に所属するドイツの動物研究を理解する構想 (「動物実験の理解」) によるこの合同プロジェクトは、2021 年 7 月 1 日に開始する予定である。このプロジェクトでは、研究における動物実験の使用について、情報コミュニケーションの透明性と公開性の推進を目標に掲げている。BfR は実験動物保護のためのドイツセンター (Bf3R) と共にこの分野で長年活躍している。「動物実験が一般に受け入れられるには透明性に基づく必要がある。私達の動物実験データベース AnimalTestInfo と動物試験レジストリは動物実験への理解を促し、必要のない動物実験を避けることを目的としている。」と BfR 長官 Andreas Hensel 博士はコメントした。

● フランス食品・環境・労働衛生安全庁 (ANSES : Agence Nationale de Sécurité Sanitaire de L'alimentation, de L'environnement et du Travail)

<http://www.anses.fr/>

1. 市販されている植物：健康リスクは？

Plants sold commercially: What are the health risks?

01/07/2021

<https://www.anses.fr/en/content/plants-sold-commercially-what-are-health-risks>

ヨーロッパイチイ、ディフェンバキア、ガーデンアンゼリカ・・・ANSES は、健康リスクをもたらす可能性のある市販の植物リストと中毒を避けるために取るべき予防措置を発表した。この情報は [plantes-risque.info](http://www.plantes-risque.info) のウェブサイトでも入手できる。

健康へのリスクをもたらす (呼吸アレルギーの原因となる、あるいは経口摂取や皮膚との接触により毒性がある、など) 58 種の植物のリストは、ANSES とフランスの航空生物学的モニタリングネットワーク (RNSA) が作成し、[plantes-risque.info](http://www.plantes-risque.info) のウェブサイトで見ることができる。各植物のリスク、その植物の有毒部位、暴露が発生した場合の臨床症状、

中毒の場合に取るべき措置に関する詳細が提供されている。

2021年7月1日現在、販売業者は店舗やインターネットで販売される特定の植物の毒性や中毒を防ぐために取るべき予防措置を消費者に情報提供しなければならない。消費者情報は、問題となっている植物の表示や近くに設置された看板に記載される。

植物の一部を食べたり、植物との接触や花粉を吸いこんだ後に、深刻または生命を脅かす病気になった場合は、フランスでは15番、欧州全域では112番に電話して欲しい。ペットが中毒を起こした場合は、獣医毒物管理センターに連絡すること。

*追加情報

- www.plantes-risque.info ウェブサイトを訪れよう
- 皮膚、口、目との接触により毒性のある植物に関する情報シートを見よう
<https://www.anses.fr/en/system/files/ANSES-Ft-Plantes-toxiques-contacts-2021.pdf>
- 日光を浴びた後に皮膚との接触により毒性のある植物に関する情報シートを見よう
<https://www.anses.fr/en/system/files/ANSES-Ft-Plantes-toxiques-contacts-soleil-2021.pdf>
- 摂取により毒性のある植物に関する情報シートを見よう
<https://www.anses.fr/en/system/files/ANSES-Ft-Plantes-toxiques-ingestion-2021.pdf>

2. フランス海外領土(レユニオン島、グアドループ、マルティニーク)の家庭での殺虫剤使用

Use of pesticides in the home in the French overseas territories (Reunion Island, Guadeloupe, Martinique)

28/06/2021

<https://www.anses.fr/en/content/use-pesticides-home-french-overseas-territories-reunion-island-guadeloupe-martinique>

ヒトやペットの駆虫製品や庭や家庭で使用される殺虫剤は、一般の人々を健康リスクにさらすので管理が必要である。フランス海外領土での殺虫剤の慣行や使用をよりよく理解するために、ANSESはPesti'home研究を実施した。フランス本土に焦点を当てた2019年10月の最初の報告に続き、本日、フランス領西インド諸島とレユニオン島の608世帯で実施された調査の知見を発表する。

Pesti'home 研究とは？

2019年後半のフランス本土の結果発表に続き、ANSESは今回、フランス海外領土のPesti'homeの知見を発表する。調査は2015年の2月～7月に実施され、グアドループ、マルティニーク、レユニオン島の608世帯が参加した。

Pesti'home研究は、一般人が入手できる殺虫剤を対象としている。すなわち、屋内および屋外で使用される植物保護製品、昆虫、ダニ、げっ歯類、寄生虫、木の根などに対して家庭で使用される殺生物剤、シラミ、ノミ、ダニからヒトと動物を保護するために用いられる駆虫薬などである。

2 世帯中 1 世帯以上が家庭で殺虫剤を使用

フランス本土と同様にフランス海外領土の世帯は家庭で頻繁に殺虫剤を使用している。マルティニークの世帯の 58.3%、レユニオン島の世帯の 70.1%、グアドループの世帯の 94.8%がその年のあいだに少なくとも一回、殺虫剤を使用した。

最も一般的に使用される製品種類はエアロゾルやスプレーだった。海外領土は熱帯気候のため、蚊、ゴキブリ、蟻などの昆虫の増殖に都合がよい。そのため処理はこれらの昆虫種に主に重点を置いている。全てのタイプを組み合わせた使用では、殺虫剤の使用はフランス本土より 3~4 倍頻度が高かった。

ヘビーユーザー、すなわち週に 2 回以上殺虫剤を使用する人々は、レユニオン島の世帯のほぼ 3 分の 1、グアドループの 4 分の 1、マルティニークの 5 分の 1 を占めている。

禁止された製品も家庭に保管されているのが見つかった

3 島のいずれにおいても、80%以上の世帯が、少なくとも 1 つの殺虫剤を家に保管しており、主に台所、物置、車庫などに置かれていた。今回の調査で、フランス本土と同様に、現在販売禁止されている製品、特に 10 年以上前に購入した可能性のある植物保護製品を保管している家庭が多数あることがわかった。この調査時点で、世帯で保管されている製品のうち、グアドループでは約 24%、マルティニークでは 27%、レユニオン島では 20%が販売禁止になっていた。

使用と廃棄に関する注意事項が十分守られていない

グアドループとマルティニークでは、未使用で期限切れの製品のほぼ 80%は廃棄物処理センターに持ち込まれずにゴミ箱に投げ捨てられている。レユニオン島ではその数字は 60%だった。

手袋、マスク、保護服などの保護具を着用している使用者はほとんどいなかった。一般的に、使用している製品の注意事項や助言をいつも読み助言に従っているわけではない。例えば、3 島全部で取扱説明書やパッケージに記載されている推奨用量や助言におおむね従っているが、蚊、ゴキブリ、蟻などの飛んだり這ったりする昆虫用の、または身体や布地に使用する虫除け用(レユニオン島を除く)の製品ではそうではなかった。

使用者の暴露や環境への影響を減らすためにより多くの情報を提供する

これらの結果に照らして ANSES は、Pesti'home 研究の本土部分の発表時に行った助言、特にヘビーユーザーに以下の重要性をもっと認識してもらう必要があるとの提言を繰り返す。

- 使用上の注意を読んで従うこと、この製品を使用した部屋の空気を入れ替えること、指定された場合は手袋を着用すること、推奨用量に従うことなど。
- 長期間保管され、現在禁止されている物質が含まれる場合には、空の製品パッケージと一緒に製品を廃棄物処理センターに持ち込むこと、
- 製品の保管や使用条件に従うこと。例えば、使用者は購入時にこれに関する情報が必ず提供されること。2021 年に ANSES は、一般消費者向けの殺生物剤製品のセルフサービス販売の中止に関する意見を発表する予定である。

ANSES はまた、製造業者がこれらの製品の組成に関するより明確でより読みやすい情報を消費者に提供するよう助言している。

昆虫、特に蚊の増殖を制限するために、ANSES はフランスの海外領土と本土の両方で、昆虫が産卵するたまり水を取り除くために以下のことを勧めている。

- ・ 植木鉢の受け皿をからにする
- ・ 水が排出されるよう側溝を掃除する
- ・ 雨水タンクを覆う

* 追加情報

Pesti'home 研究—フランス海外領土(DROM)グアドループ、マルティニーク、レユニオン島の殺虫剤の家庭での使用に関するフランスの調査

Pesti'home study - French survey on the household uses of pesticides in the French overseas départements and regions (DROM) Guadeloupe - Martinique – Réunion

<https://www.anses.fr/fr/system/files/2019SA0163-Ra.pdf>

3. フランス領西インド諸島集団の食品からのクロルデコン暴露の特徴をより良く調べる Better characterising the exposure of French Caribbean populations to chlordecone through food

01/07/2021

<https://www.anses.fr/en/content/better-characterising-exposure-french-caribbean-populations-chlordecone-through-food>

ANSES はグアドループとマルティニークで ChlorExpo 研究を開始した。その目的は、この化学汚染物質への暴露リスクに関する最新の知見から、クロルデコンへの集団の食事暴露量のより正確な状況を得ることである。この地域における食品の調達、処理、調理の習慣をより考慮するために、ANSES は今年の夏、住民の科学的調査を実施する。調査結果は集団の暴露を制限するために使用され、地元の製品、あるいは生産や流通方法を断念するよう求めることはない。

ChlorExpo 研究の第一段階は調査からなり、Ipsos Antilles 社が ANSES に代わってグアドループとマルティニークの全土で実施する予定である。グアドループとマルティニークでそれぞれおよそ 750 世帯がこの調査に参加し、7 月の初めからおよそ 2 ヶ月間続く予定である。参加者は集団の代表サンプルとなるよう選定され、調査は各家庭で実施される。住民は、クロルデコン暴露に最も寄与する食品の購買傾向や調理方法について尋ねられる。集めた全てのデータは極秘にされる。結果の科学的品質を保証するため、参加者の関与は非常に貴重である。

ChlorExpo 科学研究

クロルデコン暴露のリスクを高める食品供給ルートや生産地、加えて懸念される集団を特定した Kannari 研究に続き、ChlorExpo 研究は、特に食品中のクロルデコン含有量に対する調理方法の影響を調べることにより、知見を深めることを目的としている。これは、

ANSES による研究により、加熱調理が食品を介したクロルデコンの移行量を低減させる可能性があること示唆されているからである。

今年の夏に実施されるこの調査結果に基づいて、ANSES は、研究所でクロルデコンの含有量を分析する前に、食品サンプルを採取し、地元の慣習に従ってそれらを調理することに行っている。これにより、フランス領西インド諸島集団のクロルデコンへの食事暴露に関連するリスクをより正確に同定及び定量化することが可能となり、また必要であれば、食品の処理(皮むきなど)や調理方法など食習慣に関する新しい助言を発表できるようになる。ANSES は、地元の製品や生産及び流通方法を断念させることなく、クロルデコンへの集団暴露の削減を目指している。

*ChlorExpo 研究は全国クロルデコン IV 計画(2021-2027 年)の一環であり、対策の 1 つが集団のクロルデコンへの食事暴露の再評価に関するものである。連帯保健省の健康総局(DGS)と ANSES が資金提供している。

● アイルランド食品安全局 (FSAI : Food Safety Authority of Ireland)

<http://www.fsai.ie/index.asp>

1. キャッスルメイン生産地域の貝警告

Shellfish Warning for Castlemaine Production Area

7/7/2021

https://www.fsai.ie/ShellfishWarning_Castlemaine_13072021.html

アイルランド南西部のキャッスルメイン生産地域で採捕された貝において麻痺性貝毒(PSP)が高濃度で検出された。この地域の貝を捕らないよう消費者に呼びかけている。当該地域は現在閉鎖されるとともにモニタリングが実施されている。

*モニタリング計画

<https://webapps.marine.ie/HABs/>

● フィンランド食品局 (Ruokavirasto / Finnish Food Authority)

<https://www.ruokavirasto.fi/en/>

1. ザリガニシーズンが 7 月に始まる

Crayfish season starts in July

July 14/2021

<https://www.ruokavirasto.fi/en/companies/food-sector/uutiset-elintarvikealalta/crayfish-season-starts-in-july/>

7月21日から10月末までがシーズン。

生きたザリガニの捕獲と販売について

Catching and marketing of live crayfish

<https://www.ruokavirasto.fi/en/companies/food-sector/elintarvikkeiden-alkutuotanto/elaimista-saatavat-elintarvikkeet/kalastustuotteet/crayfish/>

- ・ ザリガニを保管用かごに保管する：遮光し、温度が上がりすぎないようにすること。ザリガニを入れたかごを、捕獲した水域から他の水域に移したり、他の水域で保管してはいけない。
- ・ 生きたザリガニを販売所まで運ぶ
- ・ 生きたザリガニを売るときに提供しなければならない情報：一般名と学名（種名）、生産方法（捕獲、養殖）、捕獲した地域/原産国、漁具
- ・ ザリガニの調理：ザリガニを入れるお湯を適切に沸騰させる。死んだザリガニは食用にしてはならない。沸騰が止まらないよう、ザリガニは一匹ずつお湯に入れる。これはザリガニをできるだけ早く殺すために行う。加熱後は速やかに冷却すること。茹でたザリガニは0℃に維持すること。冷凍する場合は-18℃以下で。

● 米国食品医薬品局（FDA：Food and Drug Administration）<http://www.fda.gov/>,

1. FDA と USDA が共同でラテンアメリカの農産物輸出業者に FSMA 農産物安全規則に関するウェビナーを実施

FDA and USDA Collaborate to Present Webinars on FSMA Produce Safety Rule to Produce Exporters in Latin America

July 9, 2021

<https://www.fda.gov/food/cfsan-constituent-updates/fda-and-usda-collaborate-present-webinars-fsma-produce-safety-rule-produce-exporters-latin-america>

7月から8月にかけて、FDAはラテンアメリカの関係者を対象に、農産物安全規則（PSR）と外国供給者検証プログラム（FSVP）に関するウェビナーとライブ Q&A セッションを開催する。

FDA 食品安全近代化法（FSMA）に基づいて制定された7つの規則のうちの1つである PSR は、果実及び野菜を安全に生産、収穫するため、科学的根拠に基づいて最低基準を定めたもの。特定の果実や野菜を米国に輸出する農場は、PSR の対象となる可能性があり、PSR への準拠はそれらを米国に輸入する際の重要な要件となる。

2. FDA 規格相互承認協定の対象となる食品の監視に関するガイダンスを発表する

FDA Issues Industry Guidance on Oversight of Food Products Covered by Systems Recognition Arrangements

July 9, 2021

<https://www.fda.gov/food/cfsan-constituent-updates/fda-issues-industry-guidance-oversight-food-products-covered-systems-recognition-arrangements>

本日 FDA は、他国の食品安全機関との間の食品安全規格相互承認協定（Systems Recognition Arrangement: SRA）の対象となる食品に対する監視活動に関する FDA 職員向けガイダンスの原案を発表し、意見を 60 日間募集する。このガイダンスでは、FDA の評価により同様の食品安全上の保証を行えると判断された国から輸入される対象食品について、FDA がどのように規制監視活動を調整するかについて述べている。FDA はこれまでオーストラリア、カナダ及びニュージーランドとの SRA に署名しており、EU については初期評価の段階である。

* FDA Oversight of Food Products Covered by Systems Recognition Arrangements

<https://www.fda.gov/regulatory-information/search-fda-guidance-documents/fda-oversight-food-products-covered-systems-recognition-arrangements>

3. 1年が経過し、よりスマートな食品安全新時代の青写真は、FDA の公衆衛生上の使命に浸透している

One Year Later, the New Era of Smarter Food Safety Blueprint Makes Inroads in FDA's Public Health Mission

07/13/2021

<https://www.fda.gov/news-events/fda-voices/one-year-later-new-era-smarter-food-safety-blueprint-makes-inroads-fdas-public-health-mission>

1年前の今日、FDA は「よりスマートな食品安全の新時代の青写真（New Era of Smarter Food Safety Blueprint）」を発表した。この1年間で、我々は青写真に示された目標に向かって大きく前進した。パンデミックへの対応から、この青写真の中でも特に、サプライチェーンの継続性と回復力、検査方法の近代化、規制当局パートナーとの食品安全インフラの強化、消費者がオンライン注文する食品の安全性、などに関わる目標の必要性が加速していることがわかった。また、3月には FDA データ戦略として「データ近代化行動計画（Data Modernization Action Plan: DMAP）」を、5月には査察強化のための「FDA 査察監視のための回復ロードマップ（Resiliency Roadmap for FDA Inspectional Oversight）」を発表している。

食品トレーサビリティの強化

2011年のFDA食品安全近代化法（FSMA）と「よりスマートな食品安全の新時代」の両方における優先事項は、汚染された食品がどこで栽培または生産されたかを迅速に特定し、必要に応じてリコールを即時行うための食品トレーサビリティの推進である。2020年9月、FDA は「食品トレーサビリティ規則案」と、同規則の追加記録義務が適用される食品リス

ト案を発表した。この規則案では、これらのリストされた食品のトレーサビリティを強化するための主要なデータ要素と重要な追跡イベントが示されている。2022年後半に最終版を発行する予定である。

予測分析

DMAP は、新興の公衆衛生上の脅威をより良く理解するためには、新しい情報源のデータを利用することが重要だとしている。また、「よりスマートな食品安全の新時代」の青写真では、予測能力を強化し、より多くの情報に基づいたリスク管理の決定を行うために、データ分析を行うことが求められている。そのため、FDA は新しいデータ分析ツール「21 Forward」を作成し、パンデミックのために食品従事者が不在となり、食品供給の継続に支障をきたす可能性のある場所を特定できるようにした。

輸入スクリーニング

DMAP 及び新時代の青写真は、人工知能（AI）を活用して、違反のリスクが最も高い輸入食品の貨物を予測する能力を強化し、その情報を利用して輸入審査のリソースをより適切に配分するために実施している試行試験の重要性を強調する。

輸入水産物を対象とした初期の調査結果によると、このツールによって、何百万もの貨物のうち、どの貨物に違反品が含まれている可能性が高いかを調べる能力が大幅に向上すると考えられた。この試験の第2段階は2月に開始されている。

査察

新時代の青写真では、データを活用した査察リソースの配置に加えて、査察の代替方法を模索することが求められている。

2020年4月より外国供給者検証プログラム（FSVP）の要件に該当する輸入業者へのリモート（遠隔）査察を開始した。FSVP 規則では、FDA が輸入業者に電子的に記録を要求し、海外の食品供給業者が米国の安全基準を満たしていることを確認することができる。これにより、2020年3月以降、過去最多となる1,600件以上のFSVP 査察を実施した。「FDA 査察監視のための回復ロードマップ」でもリモート査察の重要性に言及している。

食品由来疾患を減らす

FDA スタッフの献身的な努力、国内外のあらゆるレベルの政府機関のパートナーが示した公衆衛生への取り組み、消費者を守るための食品業界の取り組みによって多くのことが可能となった。すべての関係者と共に、適切な技術、最高のデータ、そして一貫した監視体制のもと、協力してこの国の食品による疾患を減らしていく決意である。

● 「よりスマートな食品安全の新時代」2021年に予定される活動

New Era of Smarter Food Safety Select Activities for 2021.

<https://www.fda.gov/media/150619/download>

各重点分野で予定されている活動の紹介

コアエレメント1：技術が可能にするトレーサビリティ

- 食品トレーサビリティの基礎を継続的に推進

- ・ 国際的な規制当局パートナーとの協力による世界共通のトレーサビリティ用語の作成
- ・ あらゆる規模の食品生産者のための、技術的に可能な、低コスト又は無料のトレーサビリティ解決策の模索
- ・ アウトブレイク対応のための、トレーサビリティデータのデジタル化を可能にするプロトタイプの開発と試験運用

コアエレメント 2：予防とアウトブレイク対応のためのより賢いツールとアプローチ

- ・ AIによる、よりリスクの高い水産物の特定を目的としたパイロット試験の完了
- ・ 連邦・州間の食品安全チェーン強化のため少なくとも 3 つの州との国内相互信頼協定の締結
- ・ 食品企業のコンプライアンスを監視する補助としてのリモート規制評価の実行可能性調査
- ・ 第三国の食品安全基準が FDA の食品安全要件と一致するかを判断するための予備的な評価試験の完了

コアエレメント 3：新しいビジネスモデルと小売り近代化

- ・ 全国の小売業規制団体や米国疾病対策予防センター（CDC）との連携の継続
- ・ 食品電子商取引の関係者を集めた「新しいビジネスモデルサミット 2021年」を開催し、食品安全上の潜在的な脆弱性に対処するための今後の行動方針を明らかにする。

コアエレメント 4：食品安全文化

- ・ 食品安全文化を構成する行動原理と組織原理を紹介するために、FDA 検査スタッフ向けの内部トレーニングを開始。このトレーニングを州の規制当局の検査官に提供することの実行可能性を評価
- ・ 望ましい食品安全の実践に関する態度と行動に影響を与える課題、障害、機会についての文献レビュー
- ・ テクノロジーを駆使した新しい媒体での配信や家庭に届けられた食品の安全な取り扱いに関するメッセージなど、消費者向け教材の近代化の支援

*参考：食品安全情報（化学物質）No.15/2020（2020.07.22）

【FDA】FDA はよりスマートな食品安全新時代の青写真を発表

<http://www.nihs.go.jp/dsi/food-info/foodinfonews/2020/foodinfo202015c.pdf>

4. 業界向けガイダンス：食品包装におけるリサイクルプラスチックの使用（化学的考察）

Guidance for Industry: Use of Recycled Plastics in Food Packaging (Chemistry Considerations)

07/15/2021

<https://www.fda.gov/regulatory-information/search-fda-guidance-documents/guidance-industry-use-recycled-plastics-food-packaging-chemistry-considerations>

このガイダンスは、リサイクルプラスチックの製造業者が、食品接触用途の材料を製造す

るリサイクルプロセスを評価する際に考慮するよう FDA が推奨する化学的な問題について記している。1992 年 12 月の 1992 "Points to Consider for the Use of Recycled Plastics in Food Packaging" (食品包装におけるリサイクルプラスチックの使用に関する考慮点) に代わるものである。リサイクルプラスチックの問題の一つである原材料に残留した化学汚染物質の食品への移行の可能性のほか、微生物汚染や構造的な完全性の問題についても記している。

5. 警告文書

- Kuiyi International Inc. JUNE 29, 2021
<https://www.fda.gov/inspections-compliance-enforcement-and-criminal-investigations/warning-letters/kuiyi-international-inc-614706-06292021>
外国供給業者検証プログラム (FSVP) 違反の問題。
- Biomedical Research Laboratories, LLC JULY 01, 2021
<https://www.fda.gov/inspections-compliance-enforcement-and-criminal-investigations/warning-letters/biomedical-research-laboratories-llc-612831-07012021>
未承認の医薬品、不正表示の問題。サプリメント、ハーブ成分製品を含む。
- Sobh Import, Inc. JUNE 08, 2021
<https://www.fda.gov/inspections-compliance-enforcement-and-criminal-investigations/warning-letters/sobh-import-inc-614391-06082021>
FSVP 違反の問題。
- Rong Shing Trading NY Inc. JUNE 15, 2021
<https://www.fda.gov/inspections-compliance-enforcement-and-criminal-investigations/warning-letters/rong-shing-trading-ny-inc-614474-06152021>
FSVP 違反の問題。
- Natural Hope Herbals, LLC JUNE 10, 2021
<https://www.fda.gov/inspections-compliance-enforcement-and-criminal-investigations/warning-letters/natural-hope-herbals-llc-612467-06102021>
未承認の医薬品、不正表示の問題。ハーブ成分製品を含む。
- Phoenix Nutritionals, Inc. JULY 01, 2021
<https://www.fda.gov/inspections-compliance-enforcement-and-criminal-investigations/warning-letters/phoenix-nutritionals-inc-613909-07012021>
未承認の医薬品、不正表示の問題。サプリメント成分製品を含む。

-
- 米国環境保護庁 (EPA : Environmental Protection Agency) <http://www.epa.gov/>

1. EPA は農薬安全性アウトリーチ支援のためカリフォルニア大学 Davis 校に 600 万ドルを与える

EPA Awards \$6 Million to the University of California, Davis to Support Pesticide Safety Outreach

Release Date: 07/13/2021

<https://www.epa.gov/newsreleases/epa-awards-6-million-university-california-davis-support-pesticide-safety-outreach>

米国環境保護庁（EPA）は、カリフォルニア大学 Davis 校を選定し、農薬の安全な使用を促進するための教材やプロジェクトを開発するために、5 年間で総額 600 万ドルの資金援助を提供する。今回の協力協定により、カリフォルニア大学 Davis 校は、現在成功している農薬教育リソース共同計画(PERC)の第二期(PERC) 2.0 を行う。

● PERC

<http://pesticideresources.org/>

農薬取り扱いに関係する人向けのポスター、動画、マニュアル等の教育用リソースなど。

●米国農務省（USDA : Department of Agriculture）

<http://www.usda.gov/wps/portal/usdahome>

1. 遺伝子工学を用いて作った、通常の交配で達成可能な追加の改変をもつ植物の除外提案

Proposal to Exempt Plants with Additional Modifications Produced Using Genetic Engineering That are Otherwise Achievable by Conventional Breeding

Jul 16, 2021

https://www.aphis.usda.gov/aphis/newsroom/stakeholder-info/sa_by_date/sa-2021/sa-07/proposal-to-exempt-plants

USDA の動植物衛生検査局（APHIS）は、植物が含むことができる 3 つの改変を USDA のバイオテクノロジー規制除外に含める提案に意見を求めている。これらの改変は、通常の交配で達成可能なものと同様であり、機能的にも同等である。3 つの改変は以下の通り。2021 年 8 月 18 日まで意見を募集する。

1. 二つの相同染色体の同じ部位における修復鋳型なしの標的とする DNA の切断修復の結果として単一遺伝子の父側と母側の対立遺伝子の同一あるいは異なる機能喪失突然変異
2. 外部から提供された修復鋳型を使って作った、一つまたは二つの相当染色体上の、連続するあるいは任意の大きさの欠失
3. 一本の染色体上の、あるいは二つの相同染色体上の同じ場所の、二つの標的化二本鎖切

断の修復による変化で、修復の結果、修復鋳型の存在下あるいは非存在下で任意のサイズの連続した欠失が生じる、あるいは修復鋳型の非存在下で DNA の挿入を伴う任意のサイズの連続した欠失が生じる時

-
- NIH (米国国立衛生研究所) のダイエタリーサプリメント局 (ODS : Office of Dietary Supplements) <http://ods.od.nih.gov/>

1. ODS 更新—2021 年夏

ODS Update Summer 2021

07/07/2021

<https://content.govdelivery.com/accounts/USNIHODS/bulletins/2e69bd2>

ODS のビデオ、2020 ODS 年間報告、新規/更新の ODS ダイエタリーサプリメントファクトシート、2021 秋の ODS セミナーの紹介等。

-
- 米国連邦取引委員会 (FTC : Federal Trade Commission)

<http://www.ftc.gov/index.shtml>

1. FTC は CBD 製品について立証されていない健康強調表示をした Kushly 社とそのオーナーに対する最終行政同意命令を承認

FTC Approves Final Administrative Consent Order against Kushly Industries LLC and its Owner for Making Unsupported Health Claims for CBD Products

July 6, 2021

<https://www.ftc.gov/news-events/press-releases/2021/07/ftc-approves-final-administrative-consent-order-against-kushly>

CBD 製品がニキビや乾癬、がん、高血圧、パーキンソン病、アルツハイマー病などを含む各種病気の治療や緩和に有効だという、虚偽の宣伝をした。違法行為を止め、\$30,583.14 を支払うよう命令することを承認した。

-
- カナダ食品検査庁 (CFIA : Canadian Food Inspection Agency)

<http://www.inspection.gc.ca/english/toce.shtml>

1. 食品安全検査報告 - 残留化学物質及び微生物報告

Food Safety Testing Bulletin - Chemical residue and microbiology report

2021-07-07

<https://inspection.canada.ca/food-safety-for-industry/food-chemistry-and-microbiology/food-safety-testing-bulletin-and-reports/eng/1453324778043/1453327843364#a1>

カナダの消費者が 2017 年から 2018 年に入手可能だった食用昆虫の微生物および化学ハザードの解析

CFIA はモニタリング計画の一環として食品安全を促進するために微生物汚染、残留農薬及び有害金属の存在を監視する。新興の「新規食品」は、食用昆虫である。これには、乾燥昆虫/シルクワーム (蚕よう蛹) 全体、プロテインパウダー (コオロギ単体あるいは主原料)、また原料として昆虫を含む複合原料の製品 (プロテインバーやミックススムージーなど) を含む。CFIA は、化学物質及び微生物による汚染レベルの基礎情報を得るために昆虫を原料に含む食品を検査し、その結果を査読付き科学論文として発表した。検査したすべての製品に微生物汚染 (例: サルモネラ属菌 (*Salmonella* spp.) や大腸菌 (*E. coli*)) はないという結果を示した。これらサンプルは残留農薬と有害金属についても検査された。全体として、検査した製品の 89% がカナダの残留農薬基準を満たしていた。すべての検査結果を評価したところ、いずれのサンプルも消費者にリスクをもたらすことはないと考えられた。

● カナダの消費者が入手可能な食用昆虫の微生物および化学ハザードの解析

Journal of Food Protection

Analysis of Microbiological and Chemical Hazards in Edible Insects Available to Canadian Consumers

Beata Maria Kolakowski; Krystyna Johaniuk; Helen Zhang; Etsuko Yamamoto

J Food Prot (2021) <https://doi.org/10.4315/JFP-21-099>

<https://meridian.allenpress.com/jfp/article/doi/10.4315/JFP-21-099/464903/Analysis-of-Microbiological-and-Chemical-Hazards>

食用昆虫は多くの国で新規の食品である；その高タンパク/低脂肪含有、簡単な生産及び環境への影響が少ないため人気が高まっている。我々の知る限り、これは食用昆虫の微生物及び化学ハザード双方に取り組む初めての報告書である。小売販売店やオンライン購入でサンプルは採集された。乾燥した昆虫そのまま又は昆虫パウダーの合計 51 サンプルについて、食品生産チェーン全体の衛生状態の指標となる大腸菌 (*E. coli*) 及び細菌性病原体のサルモネラ属菌 (*Salmonella* spp.) の検査を行った。どのサンプルにも、(100 コロニー形成単位 (CFU)/g 以上で) サルモネラ属菌も大腸菌も見つからなかった。コオロギの 43 サンプル (プロテインバー、パウダー、粉末、昆虫そのまま) とシルクワーム (昆虫そのまま) の 4 サンプルを対象に、最大 511 の農薬が分析された。うち 39 サンプルに 1~4 種の残留農薬が含まれた；34 サンプルはカナダの規則に適合し、5 つのサンプルが違法で

あった。グリホサートとその代謝物である AMPA を主な残留物として、全部で7種の残留農薬が検出された。農薬を検査した19のサンプルについて、金属検査には不十分な残量ではあったものの、ヒ素、カドミウム、水銀及び鉛についても分析した。ヒ素、カドミウム、鉛及び水銀の陽性率はそれぞれ100%、79%、58%、74%であった。ヒ素の検出濃度の範囲は0.030 mg/kg から0.34 mg/kg、カドミウムは0.031 mg/kg から0.23 mg/kg、鉛は0.019 mg/kg から0.059 mg/kg、水銀は0.00094 mg/kg から0.028 mg/kg であった。微生物汚染の検出がなかったことと、製品で観察された農薬及び金属の陽性率及び濃度に基づき、ヘルスカナダは分析されたすべての昆虫食品はヒトの消費にとって安全であると判断した。今回の調査は限定的なものであり、CFIAはこの新規食品を継続的に監視する予定である。

2. リコール情報

- **El Rashidi El Mizan** ブランドの **Pure Natural Honey** はエンロフロキサシン、シプロフロキサシン、スルファジアジン、スルファメトキサゾール及びスルファメサジンのためリコール措置

Notification - El Rashidi El Mizan brand Pure Natural Honey recalled due to presence of Enrofloxacin, Ciprofloxacin, Sulfadiazine, Sulfamethoxazole and Sulfamethazine

July 5, 2021

<https://inspection.canada.ca/food-recall-warnings-and-allergy-alerts/2021-07-05-r14475/eng/1625599280546/1625599286566>

クラス2リコール。

-
- オーストラリア・ニュージーランド食品基準局
(FSANZ : Food Standards Australia New Zealand)
<http://www.foodstandards.gov.au/>

1. 食品基準通知

- Notification Circular 161-21

8 July 2021

<https://www.foodstandards.gov.au/code/changes/circulars/Pages/Notification%20Circular%20161-21.aspx>

- ・ 新規申請と提案
 - GM *Trichoderma reesi* 由来アラビノフラノシダーゼ
 - GM *Trichoderma reesi* 由来キシラナーゼ製品
 - GM *Aspergillus oryzae* 由来カルボキシシルペプチダーゼ製品

- Schedule 22 の食品および食品群のレビュー
- 意見募集
 - 乳児用調整乳についての意見募集 2 栄養組成
- その他
 - データ募集（二酸化チタンについて）

● Notification Circular 162-21

15 July 2021

<https://www.foodstandards.gov.au/code/changes/circulars/Pages/Notificationcircular162-21.aspx>

- その他
 - データ募集
スポーツ用に調整された補助食品に使用されている物質についてのデータを 2021 年 9 月 8 日まで

2. 食品添加物として使われた場合の二酸化チタンのレビュー：データ募集

Review of titanium dioxide as a food additive – call for data

(July 2021)

<https://www.foodstandards.gov.au/consumer/foodtech/Pages/titanium-dioxide-call-for-data.aspx>

EFSA の食品添加物と香料についての専門家委員会が、一般毒性影響の根拠は決定的では無いが二酸化チタンはもはや食品添加物として安全とは考えられないと結論した。

FSANZ は独立した科学助言委員会と相談して、現在 EFSA の評価と既存の安全性についての根拠をレビューするプロセスをとっている。このレビューではオーストラリアとニュージーランドの消費者の健康と安全性を守るために対応が必要かどうかを検討する。現在、二酸化チタンはオーストラリア・ニュージーランド食品基準で別表 1 に示すように使用が認められている。

FSANZ のレビューは特に二酸化チタンの遺伝毒性の可能性に関する根拠と食品添加物として使用される二酸化チタンの粒子の大きさに焦点を絞る。

この評価を援助するために、食品中の二酸化チタンの粒子サイズと食品添加物としての安全性に関連する情報を探している。2021 年 9 月 17 日まで関連データを募集する。（二酸化チタンの必要性や代用品に関する情報は求めている。意見や個人の体験等は考慮しない。）

*意見募集：Titanium Dioxide (INS 171) as a food additive

https://www.foodstandards.gov.au/consumer/foodtech/Documents/Call_for_Data_Titanium_Dioxide.pdf

● オーストラリア農薬・動物用医薬品局 (APVMA : Australian Pesticides and Veterinary Medicines Authority) <http://www.apvma.gov.au/>

1. 農業・獣医用化学物質規則変更案に意見募集

Consultation on proposed agvet chemical legislation changes now open

15 July 2021

<https://apvma.gov.au/node/88181>

農業・水・環境部門が、農業・獣医用 (agvet) 化学物質に関する規則の変更案について意見を募集する。2021年8月27日まで。

「農業・獣医用化学物質規則変更法案」は、2019年9月18日に国会に提出された。この法案は、その施策の一部を完全に実施するための支援委任立法を必要とする。これらの支援措置の一部については、すでに意見募集を行っているが、一部は新しく提案されたものであるため、意見を募集する。

提案されている措置の詳細及び意見の提出に関しては以下を参照。

Improving access to agricultural and veterinary chemicals

<https://haveyoursay.awe.gov.au/agvet-reform>

● 香港政府ニュース

<http://www.news.gov.hk/en/index.shtml>

Centre for Food Safety of Food and Environmental Hygiene Department, The Government of the Hong Kong Special Administrative Region の承諾を得て掲載していません。

1. 国家市場監督管理総局 (SAMR) は中国本土の食品 18 品が違法であると通知をだした
The State Administration for Market Regulation (SAMR) (国家市場監督管理総局) – A notice (2021 no.27) reporting the non-compliant results of 18 batches of food products available in Mainland China

5 July 2021

https://www.cfs.gov.hk/english/rc/subject/files/20210705_2.pdf

香港食品安全センター (CFS) は、中国本土で 18 バッチの食品が基準違反とされたことを受けて、これらが本国以外に流通しているかどうか調査を継続している。

* 中国当局の発表

http://gkml.samr.gov.cn/nsjg/spcjs/202107/t20210702_332209.html

29 食品カテゴリー、584 バッチを検査。18 バッチにおいて、微生物汚染、残留動物用医薬品、重金属汚染、食品添加物の不適切な使用、食品の規格・表示要件の違反等が確認された。

2. 違反情報

- ハマグリのサンプルに動物用医薬品クロラムフェニコールが検出される

Veterinary drug chloramphenicol found in common oriental clam sample

Monday, July 5, 2021

https://www.cfs.gov.hk/english/press/20210705_8777.html

香港食品安全センター（CFS）及び食物環境衛生署は、本日（7月5日）、定期検査でハマグリのサンプルに動物用医薬品クロラムフェニコールが 19.6 µg/kg 検出されたと発表した。香港で販売されるヒト消費用の魚介類にクロラムフェニコールは認められていない。

- リュウガン (*longan*) のサンプルに基準値超過の二酸化硫黄を検出する

Excessive sulphur dioxide found in longan sample

Wednesday, July 7, 2021

https://www.cfs.gov.hk/english/press/20210707_8787.html

食品安全センター及び食物環境衛生署は定期食品調査にて、リュウガン (*longan*) のサンプルに基準値 50 ppm を超過する 239.8 ppm の二酸化硫黄を検出した。

- 食品安全センターは金魚のサンプルにマラカイトグリーンを検出する

CFS finds trace of malachite green in goldfish sample

Tuesday, July 6, 2021

https://www.cfs.gov.hk/english/press/20210706_8779.html

食品安全センター及び食物環境衛生署は、定期食品調査にて金魚のサンプルに 1.72 ppb のマラカイトグリーンを検出したと発表した。香港ではマラカイトグリーンを含む食品の販売は認められていない。

- ササゲのサンプルから基準値を超えた残留農薬が検出された

A yard-long bean sample detected with pesticide residue exceeding legal limit

Monday, July 12, 2021

https://www.cfs.gov.hk/english/unsat_samples/20210712_8737.html

ササゲ（豆）のサンプルから基準値 0.01 ppm を超える農薬シアメトキサム 0.041 ppm が検出された。

- 包装済み乾燥マンゴーのサンプルが栄養表示規則に違反

Prepackaged Dried Mango sample not in compliance with nutrition label rules

Tuesday, July 13, 2021

https://www.cfs.gov.hk/english/unsat_samples/20210713_8793.html

フィリピン産包装済み乾燥マンゴーのサンプルが糖類 40 g/100 g という表示のところ 65.8 g/100 g 検出された。

● 韓国食品医薬品安全処 (MFDS : Ministry of Food and Drug Safety)

<http://www.mfds.go.kr/index.do>

1. 日本産輸入食品の放射能検査の結果

輸入検査管理課

- 2021.6.25～2021.7.1

https://www.mfds.go.kr/brd/m_100/view.do?seq=43213

- 2021.6.18～2021.6.24

https://www.mfds.go.kr/brd/m_100/view.do?seq=43212

2. IAEA 福島原子力発電所汚染水国際検証、韓国側の専門家参加

輸入食品政策課 2021-07-09

https://www.mfds.go.kr/brd/m_99/view.do?seq=45549

IAEA は 7 月 8 日、福島原子力発電所の汚染水放出検証のために専門家チームを構成した。韓国側の専門家は、キムホンソク博士（原子力安全技術院責任研究員、KAIST 原子力および量子工学科兼任教授）が参加する。

韓国代表として参加するキムホンソク博士は、原子力安全関連専門家として現在 UN 放射線影響科学委員会 (UNSCEAR) 韓国首席代表として活動しており、国内外で認知度が高い放射性物質分析および評価分野の権威である。

IAEA 国際検証団に韓国側の専門家が参加することで、日本の福島原子力発電所の汚染水放出強行時、直接的・間接的な検証を通じて、私たち国民の安全を守るための最低限の安全システム確保という点で大きな意味がある。今後、IAEA 国際検証団への参加を通じて汚染水処理全過程が客観的かつ実質的に検証されるように最善を尽くす。

3. 夏季には虫・カビ異物に注意してください！

食品管理総括課 2021-07-09

https://www.mfds.go.kr/brd/m_99/view.do?seq=45547

食品医薬品安全処は、温度と湿度が上昇する夏場に、虫、カビなどの異物が食品に混入する可能性が高くなるため、これを予防するための食品取り扱い・保管要領と異物申告時の注意事項を案内する。

夏の虫・カビ異物申告の現況および原因

最近5年間（'16～'20）の食品異物申告現況を分析した結果、全体申告件数の41.4%が虫やカビ*で7～10月に集中的に申告されたが、これは、気温・湿度が高い夏に虫とカビが生育・繁殖する最適な環境のためである。

*最近5年間の全申告件数（19,571件）：順に、虫（5,495件、28.1%）、カビ（2,597件、13.3%）、金属（1,791件、9.2%）、プラスチック（1,515件、7.7%）など

虫異物は、コーヒー、麺類、シリアル類、菓子類*などの申告が多く、これは、大容量パッケージで数回に分けて摂取するタイプや、甘みが強く虫を誘引するタイプと分析された。

*コーヒー17.8%（980件）、麺類13.4%（734件）、シリアル類7.9%（432件）、菓子類7.8%（429件）

原因調査の結果*、消費・流通段階における混入が製造段階における混入より多いことが確認された。これは、保管・取り扱い過程での不注意によって発生する場合が大部分であると確認された。

*原因調査結果：消費・流通段階混入14.1%（610件）、製造段階混入8.1%（352件）

カビ異物はパン・餅類、菓子類、飲料類*で申告が多かったが、原因調査の結果**、製造過程での乾燥処理不十分や包装密封不良または、流通・消費過程で容器・包装破損などによる外気流入と、夏の高温・多湿などの環境的要因でより増えたことが確認された。

*パン・餅類17.8%（462件）、菓子類16.8%（437件）、飲料類15.2%（394件）

**原因調査結果：製造段階混入23.3%（453件）、消費・流通段階混入12.4%（241件）

虫、カビ混入防止のための食品取り扱い・保管要領

食品への虫、カビの混入を予防するためには、何よりも食品の特性に合う適切な取り扱い、保管が重要である。虫は小さな隙間さえあれば簡単に入ることができ、ノシメマダラメイガの幼虫などはビニール袋などを破って侵入できる。

シリアル類など複数回に分けて食べる製品は、しっかりと密封し密閉容器に入れて床から離れた場所に保管し、甘みが強い製品は開封後なるべく早く消費する方がよい。

ビニール包装した麺類、菓子、コーヒーなどは密閉容器に保管したり、冷蔵・冷凍庫などで低温保管し暗い湿った場所は避ける。

宅配便などで配達された製品の場合、包装箱の隙間などに虫が生息して混入することがあるため、製品を受け取ると同時に包装箱から出して保管することをすすめる。

カビは目で確認することが困難で微細な隙間さえあれば外部の空気を通じて流入し繁殖するので、パン・餅類、麺類、即席ご飯などは、購入前に包装が破れたり穴がないか、変形部分はないかなどをよく見て購入する必要がある。開封後、残った食品はよく密封して冷蔵または冷凍保管して、保管時に包装が破損しないように注意する必要がある。

異物発見時、消費者注意事項

食品に異物を発見した場合には、直ちに該当異物と製品情報（商品名、製造業者名、所在地、製造日など）がよく見えるように写真を撮って保存し、申告*しなければならない。異物混入原因調査の重要な手がかりとなる異物と該当製品が毀損されないように注意して、

調査機関に引き渡す必要がある。調査機関に引き渡すまで異物などを保管する場合は、密閉容器に入れて保管し、虫異物のように腐敗する可能性がある異物は冷蔵保管することをすすめる。

*過去5年間の全体申告の22.3%が、消費者の異物廃棄・紛失・毀損等で原因調査が不可

4. プロテインバー、虚偽・誇大広告に注意してください！

サイバー調査団 2021-07-08

https://www.mfds.go.kr/brd/m_99/view.do?seq=45542

食品医薬品安全処は、最近の減量ブームで人気が高まった「タンパク質バー（プロテインバー）」に対してオンライン上の不当広告を集中点検した結果、ホームページ（サイト）21ヶ所を摘発して関連サイト遮断と行政処分などを要求した。

市中に流通するプロテインバーの食品タイプは、穀類加工品、ナッツ加工品、チョコレート加工品、菓子など多様で、このうちオンライン販売で人気のある660製品を対象に5月20日から27日まで点検を実施した。

主な違反内容は、▲健康機能食品と誤認・混同する恐れがある広告（17個、2.6%）、▲消費者を欺く恐れがある広告（4個、0.6%）であり、具体的には、▲体脂肪減少ダイエットバー、▲筋力強化ダイエットバー、▲ダイエットヘルス栄養おやつ、▲太らない菓子、▲減量サポートなどのように、一般食品であるプロテインバーを健康機能食品と消費者が誤認・混同するように広告した。

食薬処は医療界・消費者団体・学界など外部専門家で構成された「民間広告検証団」を運営しており、今回のプロテインバー不当広告に対して諮問した。

* 民間広告検証団：食品などに対して、医学的効能、病気治療などを標榜する不当な表示・広告を検証するために、医師、教授など専門家51人で構成（減量、衛生・病気治療、健康増進など3分科）

検証団は、「プロテインバーは、一般的に炭水化物より脂肪の含有量が高く、特に飽和脂肪の含有量が高く、長期間摂取するとエネルギー代謝に負の影響を与える場合があるので、通常の食事の間に間食の形で摂取することが望ましい」とし、「高タンパク・高脂肪など特定栄養素だけ過度に含まれた極端な食事法は、肝機能異常、便秘、下痢、頭痛などの有害事象が起こることがある」と述べ、「ダイエットなどのための食事調整時、栄養バランスのとれた食事が大変重要であり、特に適切な運動と併行してこそ効果がある」と強調した。

食薬処は、COVID-19によりオンライン消費が増加しているため、今後、オンライン上の虚偽・誇大広告などの不法行為に対する点検を強化していく。

5. プロバイオティクスの安全性評価、このようにします！

栄養機能研究課 2021-07-02

https://www.mfds.go.kr/brd/m_99/view.do?seq=45528

食品医薬品安全処食品医薬品安全評価院は、健康機能食品であるプロバイオティクス*の

安全性を確保し、機能性原料の開発者と申請者を支援するための「健康機能食品プロバイオティクス安全性評価ガイド（請願人ガイド）」を製作・配布する。

* プロバイオティクス (Probiotics) : ヒトの腸内微生物バランス維持を通じて、有益な作用をする生きている微生物のこと（乳酸菌 (*Lactobacillus* など) より包括的な概念)

主な内容は、▲プロバイオティクスの定義および特性、▲安全性評価のための提出資料、▲安全性評価の試験方法、▲毒性試験時の考慮事項など。

6. 食品として使用できないフグ卵を添加した食品の製造・販売、フグの丸薬・抽出液に抗がん効果虚偽広告など 4 業者摘発

食品安全現場調査 TF 2021-07-01

https://www.mfds.go.kr/brd/m_99/view.do?seq=45525

食品医薬品安全処は、食品として使用できない原料であるフグ卵などで食品を製造・販売して病気治療効果があるように虚偽広告を出すなど「食品衛生法」や「食品等の表示・広告に関する法律」を違反した 4 業者を摘発して、管轄官庁に行政処分および捜査依頼をした。

食薬処は、食品に使用できないフグ卵、トウゴマなどの原料で食品を不法に製造したり、小分け販売しているという情報を入手して、5 月中旬から 6 月中旬までにフグの丸薬・フグ抽出液などの製造業者を対象に取り締まりを実施した。

主な違反内容は、▲食品に使用できない原料で製造・小分けして食品として販売、▲病気予防・治療に効果があると認識する恐れがある不当な表示・広告、などである。

違反した即席販売製造加工業者は、'19 年 3 月から'21 年 4 月まで、故意に食用不可であるフグ卵を「フグ抽出液」に加えて製造後、末期がん患者などに約 105.6 kg (約 720 万ウォン) を販売した。

ハンゲル表示が不十分なフグ抽出液とフグの丸薬を製造し、約 114 kg (約 1,575 万ウォン) を販売した。また、同製品を販売して、抗がん作用、抗がん治療前・後の体力回復、糖尿病、高血圧、神経痛など病気治療の効果があるように虚偽の広告を出した。

違反した食品製造加工業者は、'19 年 4 月から'21 年 3 月まで、インターネットショッピングモールと広告に病後気力回復、抗がん治療前・後の体力回復、抗がん予防、鼻炎、胃腸病などの病気治療に効果があるように虚偽の広告を出して、ふぐ抽出液 2 製品、約 153 kg (約 1,328 万ウォン) を販売した。フグを原料として調理・販売する食品接客業チェーンに対しては、食品などの衛生的取扱い違反で摘発した。

違反した食品小分け業者は、'18 年 3 月から'21 年 5 月頃まで、食品の原料として使用できないヘアケア用トウゴマオイルを「便秘」治療用食品と虚偽広告を出し、約 84 L (約 1,374 万ウォン) を販売した。

食薬処は、今後がん患者などの切迫した心情を悪用して食品に使用できない原料で食品を製造・販売する行為、また食品に病気治療効果があるように虚偽広告を出す行為に対して取り締まりを強化していく。また、フグはがん治療に効果がないだけでなく、卵 (卵巣)、内臓、皮、肝臓などにフグ毒 (テトロドトキシン) が含まれているので、フグ毒を完全に除

去せず誤って摂取した場合、中毒を起こしたり、重症だと死亡に至ることがあるので、該当製品を購入・摂取時には特に注意するように呼びかけた。

添付1 フグ毒 (Tetrodotoxin、テトロドトキシン) Q&A

Q1. フグ毒とは何か？

A. フグの生殖器の中に含まれている自然毒で、におい（無臭）と味（無味）がなく、フグの種類や季節に応じてフグ毒の含有量は変わる。

- ・ フグの部位別では、卵巣（卵）に最も多く、肝臓・皮膚・内臓の順であり、筋肉には少ない。
- ・ フグ毒は水に溶けず、同時に耐熱性が強く、通常の加熱調理では無毒化されず存在の有無を官能的に感知できない。

Q2. 毒性はどのくらいか？

A. LD₅₀*が 8.0～10.0 µg/kg の強力な毒性物質で、毒性が青酸カリの 13 倍程度であり、ヒトにおける最小致死量は 2 mg、最小中毒量は 0.2 mg として知られている。

※ LD₅₀（lethal dose 50、半数致死量）とは？

被実験動物に実験対象物質を投与すると被実験動物の半数が死ぬことになる量をいい、マウスなどの実験動物に試験物質を単回投与して 2 週間の死亡率を観察して半数致死量を計算する

Q3. 中毒症状は何か？

- 1 段階 20 分～3 時間以内に唇、舌先、指先のしびれ、頭痛、腹痛、嘔吐
- 2 段階 不完全運動麻痺状態になって知覚麻痺、言語障害、血圧低下
- 3 段階 完全運動麻痺状態になって運動不能状態で呼吸困難が現れる
- 4 段階 全身麻痺となって意識を失い、呼吸と心臓拍動が停止する

Q4. 食用可能なフグの種類は何か？

A. クサフグなど総 21 種のフグのみ摂取可能

（出典：食薬処告示「食品の基準及び規格」）

7. アフラトキシン基準超過輸入ピーナッツ油回収措置

輸入流通安全課 2021-06-30

https://www.mfds.go.kr/brd/m_99/view.do?seq=45522

食品医薬品安全処は、中国産「ピーナッツ油（落花生油）」から、アフラトキシン*が基準値より超過して検出され（総アフラトキシン（B1、B2、G1、G2 の総量として）21.0 µg/kg（B1 は 18.6 µg/kg）、該当製品を販売中止して回収措置した。

*アフラトキシンの基準値：総アフラトキシン（B1、B2、G1、G2 の総量として）15.0 µg/kg 以下（ただし、B1 は 10.0 µg/kg 以下）

8. 飲食店で味付け肉など再使用すると営業停止

食品安全政策課 2021-06-30

https://www.mfds.go.kr/brd/m_99/view.do?seq=45517

食品医薬品安全処は、飲食店で味付け肉などを洗浄後再使用することを禁止して、これを違反した場合の処分基準を新設するなどを主な内容とする、「食品衛生法施行規則」一部改正案を6月30日改正・公布する。

主な内容は、▲飲食店で味付け肉など洗浄後の再使用禁止、▲食品冷蔵・冷凍車の温度操作装置の設置禁止、▲飲食店の調理場にげっ歯類など侵入防止義務化、▲半製品外部倉庫に保管許容、▲食品製造・加工業者の倉庫共同使用拡大、▲食品運搬業冷蔵・冷凍適材で設置免除拡大などである。

<安全管理強化分野>

味付け肉などの再使用禁止：飲食店で味付けしたプルコギ、カルビなどを新たに調理したように見えるよう洗浄するなど再処理して、新しい味付けをして再使用することを禁止する。

車両温度操作装置の設置禁止：食品運搬業者が冷蔵・冷凍食品の運搬時、温度計の温度操作をして適正温度を維持しているように偽造する装置（別名「チックタック」）の設置を禁止する。

げっ歯類など侵入防止の義務化：飲食店でげっ歯類およびゴキブリなどの侵入を防止するように義務化する施設基準を新設して、げっ歯類およびその排泄物が発見された場合、過怠金を現行50万ウォンから100万ウォンに上げる。

9. 食品 HACCP 認証申請急いでください！

食品安全認証課 2021-06-30

https://www.mfds.go.kr/brd/m_99/view.do?seq=45516

食品医薬品安全処は、2020年12月1日以前に営業登録した、子供嗜好食品など8食品*を生産する全ての食品製造・加工業者は、今年11月30日までに食品安全管理認証（ハサップ、以下 HACCP）を受けなければならないとした。

* HACCP 義務対象品目（'14.12～'21.12）：①菓子・キャンディ類、②パン類・餅類、③チョコレート類、④魚肉ソーセージ、⑤飲料類（コーヒー・茶類を除く）、⑥即席摂取食品、⑦麺・即席麺類、⑧特殊用途食品

食薬処は、昨年11月に COVID-19 で経営が困難な零細食品業者の状況を考慮して HACCP 義務の適用を1年間猶予*していた。

* 猶予期間：2020年12月1日から2021年11月30日まで（1年）

これにより、食品 HACCP 認証義務営業者は11月30日までに必ず認証を受けなければならない、下半期に申請が集中する場合に備えて、なるべく早めに認証申請することをすすめる。

10. 食肉簡便調理セット基準新設・・・業界製品開発支援

食品基準課/有害物質基準課 2021-06-30

https://www.mfds.go.kr/brd/m_99/view.do?seq=45515

食品医薬品安全処は、食肉簡便調理セット（畜産物ミールキット）の基準・規格新設などを主な内容とする「食品の基準及び規格」一部改正告示案を6月30日行政予告して意見を受け付ける。

*食肉簡便調理セット：家庭簡便食のひとつで、カット済み食肉などの食材と調味料およびレシピを同封して、消費者が簡単に調理して摂取できるようにした製品

今回の改正案は、COVID-19と家庭簡便食需要が増えた食品市場のトレンド変化に応じて、「畜産物衛生管理法施行令」と食肉・食肉加工品を主原料とした食肉簡便調理セットタイプ新設が推進*され、これに伴う基準・規格を新設してオーダーメイド型で安全管理をし、畜産物に非意図的に残留する農薬成分と、魚類の動物用医薬品についての残留許容基準も新設・改正し、国民に安全な食品を供給するために用意した。

*「畜産物衛生管理法施行令」一部改正案立法予告（2021.2.26～4.7）

主な改正内容は、▲即席摂取・利便性食品類に食肉簡便調理セットの基準・規格新設、▲巻貝の一種であるフトヘナタリ（*Cerithidea rhizophorarum*）など水産物40品目を食品原料と認定、▲動物用医薬品の残留許容基準改正などである。

食肉簡便調理セットタイプ新設によりミールキット製品の特性を反映して、加熱せずにそのまま摂取する材料は食中毒菌規格を適用するなど安全基準*を設ける。

*交差汚染防止のために食肉などは区分包装するようにして、加熱調理せずに摂取する材料は、サルモネラ、腸管出血性大腸菌などの食中毒菌の規格を適用

食肉簡便調理セットタイプと基準・規格新設で畜産物営業者（食肉包装処理業者、食肉加工業者）は、食品関連営業届出なしで肉含有量60%以上（粉砕肉は50%以上）の畜産物ミールキット製品を製造・販売することができる。

食用根拠が確認された巻貝の一種であるフトヘナタリなど水産物40種を食品原料として新たに認定し、酢または酒類製造に限って使用されていた硝酸菌(*Acetobacter aceti*)などの微生物13種について、酢酸発酵またはアルコール発酵にも使用できるように使用範囲を拡大する。

*例) *Acetobacter aceti*: (現行) 酢製造→(改正) 酢製造(酢酸発酵を含む)

また、畜産物に基準が未設定のルフエヌロンなど農薬成分7種に対する残留許容基準と、卵に対する抗原虫薬*のアンプロリウムの残留許容基準を新設し、ヒラメ、マスなど一部魚種に設定されたゲンタマイシンなど4種**の動物用医薬品の残留許容基準を魚類全体に適用できる基準として改定する。

*一つの細胞で構成された原虫に対する感染治療薬

**ゲンタマイシン、オキシリン酸、チアムフェニコール、クリンダマイシン抗菌物質4種

11. 人体有害物質管理および高齢者などの給食支援強化

規制改革法務担当官など 2021-06-29

https://www.mfds.go.kr/brd/m_99/view.do?seq=45510

食品医薬品安全処は6月29日、「人体適用製品のリスク評価に関する法律」や「高齢者・障害者等社会福祉施設の給食安全支援に関する法律」など10の法律提案・改正案が国会本会議を通過したと発表した。

有害物質が人体に及ぼす影響を総合的に管理する

「人体適用製品のリスク評価に関する法律」制定により、食品、医薬品など人体適用製品*の有害要素が人体に及ぼす影響を総合的に評価して管理する「統合リスク評価」が導入される。

*人体適用製品：ヒトが摂取・投与・接触・吸入などを行うことで、人体に直接影響を与えることがある食品、医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器、衛生用品など食薬処所管製品

これまで人体適用製品に含まれる有害物質は、個別製品ごとにハザードを評価して設定した安全基準に基づいて管理してきたが、今回の法律制定により、食品、医薬品など様々な製品を統合評価することによって、該当有害物質が摂取・接触・吸入などで人体に暴露する影響を総合的に管理することができるようになり、危害の恐れがある製品は使用禁止または安全基準を設定するなど事後管理をするようになる。評価対象は、外国での生産・販売禁止、新しい技術や原料の使用、消費者からの要請などで、国民の健康を害する恐れがあると認められる人体適用製品。リスク評価政策委員会の審議を経て選定する。

高齢者・障害者等利用社会福祉施設の給食管理を支援する

子供の安全な食生活のために情報提供と支援を強化する

法律違反行為の軽重に応じて制裁基準を整備した

(詳細略)

12. コンビニでの一食、賢く摂取してください！

食生活栄養安全政策課/栄養機能研究課 2021-06-28

https://www.mfds.go.kr/brd/m_99/view.do?seq=45497

食品医薬品安全処は、「ホンバプ (一人ご飯)」を楽しむ人々に対し、簡単なことで脚光を浴びるコンビニの簡便食を「あまり塩辛くなく、あまり甘くなく、あまり油っぽくなく」食べられるように、健康的な食生活のための実践メニューを提案する。

今回の実践メニューは、栄養専門家と韓国コンビニ産業協会、5つの会員企業と共に、現在販売中の家庭簡便食 (534 製品)、スナック、飲料などを比較・分析し、栄養を考慮しておすすめメニューの組み合わせを用意した。おすすめメニューは、韓国人栄養摂取基準 (2020 年) と学校給食栄養管理基準に基づき、カロリー、糖、ナトリウム、飽和脂肪は少なく、タンパク質含有量は多いコンビニ食品で、中・高校生と成人のための一食メニューを提案している。

一食の組み合わせの栄養素含有量推奨基準: カロリー 800 kcal 以下、タンパク質 20 g 以上、加工食品から摂取する糖類 17 g 以下、ナトリウム 1,000 mg 未満、飽和脂肪 6 g 以下

(事例略)

また、7月から食薬処は中小企業を対象に、栄養学的に優れた家庭簡便食がコンビニで販

売されるように、製品企画から製品化まで 1 対 1 オーダーメイド型技術支援を実施する。選ばれた中小企業には、製品化過程のナトリウム低減技術の開発と栄養分析などに必要な費用と技術相談を支援する。

一方、食薬処はソウル市教育庁と合同で、コンビニを利用する子供と保護者を対象に、7 月 5 日から約 2 週間、食品購入形態および栄養知識アンケート調査をオンラインで実施する。

添付

- 1.より少なめに、油を減らすメニューカードニュース
- 2.ナトリウム低減弁当製造支援事業概要

● その他

食品安全関係情報（食品安全委員会）から

（食品安全情報では取り上げていない、食品安全関係情報に記載されている情報をお知らせします。）

- ・ ドイツ連邦リスク評価研究所(BfR)、食品中のパーフルオロアルキル化合物(PFAS)へのばく露に関する意見書を公表
- ・ ベルギー連邦フードチェーン安全庁(AFSCA)は、フランデレン地域ズウェインドレヒトの PFAS による環境汚染について公表
- ・ フランス農業・食料省、植物保護製剤の代替となる植物の耐性及び成長を促す天然物質の使用を促進する法令について公表
- ・ ドイツ連邦リスク評価研究所(BfR)、グリホサートに関する評価の進捗状況について最新の情報提供
- ・ ドイツ連邦消費者保護・食品安全庁(BVL)、動物用医薬品の許認可に関する最新情報(2021 年 1 月)を公表

ProMED-mail

- 原因不明の病気ーアルジェリア：(シュレフ) 有毒藻類疑い

Undiagnosed illness - Algeria: (CH) toxic algae susp

2021-07-06

<https://promedmail.org/promed-post/?id=8499980>

[1]Date: Mon 5 Jul 2021 Source: Echorouk online [in Arabic, machine trans., edited]

シュレフの州知事が、船から出たガスでビーチの 149 人が呼吸器症状を呈したと言ったとメディアが報道している。港に停泊していた牛を積んだ船が疑われて調査されている。事故があったのは 2021 年 7 月 4 日で、症状は吐き気、発熱、目が赤いなど。

[2]Date: Tue 6 Jul 2021 Source: JNews Australia [edited]

約 200 人がアルジェリアの北西の海で泳いで病気になって入院したと地元担当者が言う。

ビーチは閉鎖され、州の検察官が調査を行っている。犠牲者は全員退院した。原因としては、船が運んでいた動物の餌を海に漏らしたという仮説と有毒藻類が原因という仮説がある。

[3]Date: Mon 5 Jul 2021 Source: EnTV.dz [edited]

7月4日に病院に行った193人のうち、夜を病院で過ごしたのは7人で7月5日には退院した。環境省がビーチ近くの川の水を分析している。

(注：編集者が患者の症状から有毒藻類を疑っている)

● スコンブroid (ヒスタミン) 中毒 - シリア : (ラタキア)

Scombroid fish poisoning - Syria: (LA)

2021-07

<https://promedmail.org/promed-post/?id=8509745>

Date: Thu 8 Jul 2021 Source: Shaam Times [in Arabic, trans., edited]

Jableh 国立病院は先週カツオを食べて食中毒になった患者10人を受け入れた

● 食中毒 - ナイジェリア : (クワラ) 致死、キャッサバシアン化物汚染疑い

Foodborne illness - Nigeria: (KW) fatal, cassava cyanide contamination susp

2021-07-17

<https://promedmail.org/promed-post/?id=8526386>

Date: Thu 15 Jul 2021 Source: Punchng.com [edited]

2021年7月13日 Kwara 州 Ilorin 東地方政府地域で同じ家族の3人が食中毒疑いで死亡した。情報によると5人のきょうだいが地元で調理されたヤム粉の食事(Amala)を食べた後のことだった。腹痛と嘔吐で病院に行き病院で3人の死亡が確認された。2人の生存者は退院した。

以上

食品化学物質情報

連絡先：安全情報部第三室